

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和4年10月13日（木曜日）
午前10時1分開会、午後2時27分散会
（うち休憩 午後0時2分～午後1時）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、山下正勝副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、
岩崎友一委員、神崎浩之委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、伊藤併任書記、
千葉併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
阿部参事兼経営支援課総括課長、十良澤ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、小野寺商工企画室企画課長、
畠山産業経済交流課総括課長、金野産業経済交流課地域産業課長、
四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長、
千葉観光・プロモーション室プロモーション課長

(2) 県土整備部

田中県土整備部長、幸野技監兼道路担当技監、加藤技監兼河川港湾担当技監、
小島副部長兼県土整備企画室長、上澤まちづくり担当技監、
照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室特命参事兼企画課長、
中嶋県土整備企画室特命参事兼空港管理課長、菅原建設技術振興課総括課長、
菅原道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、
嵯峨都市計画課総括課長、小野寺下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課総括課長、乙部港湾課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の変更について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

第2条第2表中

2変更中 2

イ 議案第6号 令和4年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

- (4) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1追加中 2～6

2変更中 4～9

イ 議案第8号 令和4年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第25号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

エ 議案第28号 大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第29号 小本川筋中島地区ほか河川激甚災害対策特別緊急(築堤工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

カ 議案第30号 小本川筋袋野地区ほか河川激甚災害対策特別緊急(築堤工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

キ 議案第31号 盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ク 議案第32号 一般国道107号大石地区道路災害復旧(トンネル築造)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第33号 一般国道107号大石地区仮橋架設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第35号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

この際、9月30日の本会議において本委員会の委員に所属変更されました山下正勝委員を御紹介申し上げます。

山下正勝委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○山下正勝委員 皆さん、よろしくをお願いいたします。(拍手)

○佐藤ケイ子委員長 これより本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。

今回、当委員会の委員になられました山下正勝委員の委員席は7番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、副委員長の互選を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選は指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、当職において指名することに決定いたしました。

商工建設委員会副委員長に山下正勝君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名しました山下正勝君を商工建設副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山下正勝君が商工建設副委員長に当選されました。

ただいま当選されました山下正勝君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

山下正勝副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○**山下正勝副委員長** ただいま皆様方から御推挙いただきまして副委員長になりました。委員長を補佐し、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。(拍手)

○**佐藤ケイ子委員長** 次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中2及び議案第6号令和4年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼商工企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算のうち商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正のうち当部関係の歳出予算補正は、5款労働費2項職業訓練費の711万8,000円の増額と7款商工費の5,450万7,000円の増額の合わせて6,162万5,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の40ページをお開き願います。5款労働費、2項職業訓練費、2目職業訓練校費の説明欄、公共職業能力開発費は、原油価格・物価高騰により影響が見込まれる産業技術短期大学の光熱費等を増額しようとするものであります。

次に、48ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の岩手産業文化センター、いわて観光経済交流センター及びいわて銀河プラザの管理運営費は、原油価格・物価高騰により影響が見込まれる各施設の光熱費を増額するとともに、いわて銀河プラザの経年劣化した看板を撤去しようとするものであります。

2目中小企業振興費の中小企業振興資金特別会計繰出金は、前年度からの繰越額の確定による特別会計の財源調整に伴いまして増額しようとするものであります。

49ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の管理運営費は、原油価格・物価高騰により影響が見込まれます八幡平山頂レストハウス等の光熱費等を増額しようとするものであります。

次の貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している観光需要の回復を図るため、県内の旅行等において貸し切りバス、貸し切りタクシーを利用する際の運賃、料金に対し補助しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案(その1)にお戻りいただきまして、8ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の変更は、新型コロナウイルス感染症対策資金の損失補償に係る負担割合が変更されたことに伴いまして債務負担行為を変更しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）の22ページをお開き願います。議案第6号令和4年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,007万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,751万円としようとするものであります。

23ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正の歳入であります。1款繰入金と2款繰越金は、前年度からの繰越額の確定に伴い、それぞれ増額、減額しようとするものであります。

3款諸収入は、中小企業高度化資金の前年度からの繰越金の確定に伴いまして、償還金を減額しようとするものであります。

24ページに参りまして、歳出であります。1款小規模企業者等設備導入資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定等に伴いまして、償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 物価高騰による増額ということで、それぞれの管理運営費と貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費の算出根拠をお知らせください。

○高橋観光・プロモーション室長 貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費の算出根拠でありますけれども、貸し切りバスについては運賃や料金の2分の1、貸し切りタクシーは運賃の2分の1となっておりますが、貸し切りバスの積算の考え方といたしましては、使用車種の運賃平均の2分の1と、実労働台数ということで、支援金の申請台数の594台を掛けたものが算出根拠となっております。貸し切りタクシーについても同様の形になりますけれども、使用車種の平均の2分の1に、実稼働数の2分の1ということで、約1,000台という数値となっております。貸し切りバスについては2,400万円相当、貸し切りタクシーについては1,860万円相当という形になります。

○金野地域産業課長 岩手産業文化センターの管理運営費といわて銀河プラザの管理運営費の増額補正の関係でありますが、こちらは燃料費、電気料の令和4年度当初予算の編成時の単価から、ことし7月の実績の単価の差額分の増額補正であります。

○軽石義則委員 貸し切りバス、貸し切りタクシーは申請台数というお話ですよね。これは、事業者も大変厳しい中での申請だと思うのですが、車はあってもドライバーがいないうお話が私にもよく来まして、まさに運転手不足だと思うのですが、実働もきちんと調べるのでしょうか、台数に対しての補助という考え方がいいのか、その部分についてはもう一度どういう形で調べているのか教えてほしい。あと管理運営費は7月の実績との差額ということは、これからさらに高くなっていく可能性もあると思うのですが、その分についても加味したものなのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 貸し切りバスについては県内に 66 社、644 台ありまして、貸し切りタクシーについては 134 社、2,044 台となっておりますが、基本的に 1 社当たりの補助上限額は、貸し切りバスが 150 万円、貸し切りタクシーが 100 万円としております。これは、1 社当たりの平均所有台数掛ける補助上限掛ける 2 回という形で、現状確かに、運転手が少ないということではありますが、これについては全社に一応配分している形にはなっておりますが、利用する際には基本的には貸し切りバス事業者と貸し切りタクシー事業者が県に申請して、事業計画を作成していただきます。そして、県に対してあらかじめ補助申請をしていただいた後に、一般県民等の利用者の方が利用の前日までに補助対象となっている事業者の利用の申し込みをしていただいて、利用後に運賃、料金から補助額を差し引いた額を支払うという形になっております。いずれにしましても、そういった上限も加味しておりますので、全部の会社に行き渡るような形にはなっておりますが、全社がなかなかできないという想定はしておりますので、その辺は申請していただいたところの状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、ドライバーの方々が少ないというのはこちらも認識しておりますので、そういったことができる限りないような形にはしていただきたいと思いますが、観光シーズンを迎えてできる限り利用が図られれば一番いいと思っておりましたので、そのような形での利用をしていただきたいと思っております。

○金野地域産業課長 重油、電気料金の算定でありますけれども、あくまでも 7 月時点の単価で計算しているものでありまして、今後の見通しの分は加味しておりません。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 北東北 3 県大型観光キャンペーンについてお聞きいたします。

新聞でも報道されておりましたが、キャンペーンが終了して結果はこれからというところもあると思うのですが、現状で実績や成果などどのように受けとめておられるのかお聞きいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 北東北 3 県大型観光キャンペーンの実績と成果であ

りますけれども、7月に世界文化遺産登録1周年を迎えた一戸町の御所野遺跡などの北海道・北東北の縄文遺跡群や3年ぶりに開催された盛岡さんさ踊りといった北東北3県の多彩な魅力をウェブサイトやデジタル技術を活用し、情報発信することなどにより誘客促進を図ったところであります。

また、盛岡市内で実施した街なかさんさあるいは花巻市の宮沢賢治記念館で実施した雨ニモマケズの実物の手帳の公開など、地域が主体となった個別企画やJ R東日本が運行した特別列車などによりまして多くの方に利用いただきまして、本県の魅力を感じていただくことができたと思っております。

また、北東北3県全体を周遊するという北東北謎解き周遊ラリーを実施いたしまして、3県を巡る機会にもなり非常に楽しい企画だったという声もあるなど、3県が連携して誘客促進が図られたと思っております。成果といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でのキャンペーンでありましたけれども、ことしの夏は行動制限がなくて、一昨年、昨年と比べると観光の需要は回復傾向にあると考えます。

○軽石義則委員 新型コロナウイルス感染症の第7波もあっていろいろな難しいこともあったと思っておりますけれども、3県で連動してやることによって効果はかなり出ているという受けとめだと思います。今後全国に動きがまた広まっていると思うのですが、そういう意味では直すべきところや補うべきところがあって、さらにいいものにしていくことは大事だと思うのですが、今回のこの取り組みでもう少し生かしていきたいという課題等があればお願いします。

○高橋観光・プロモーション室長 今後の取り組みに生かすべき課題ということでありましてけれども、今回のキャンペーンでは昨年度に実施いたしました東北 destinations キャンペーンから引き続きまして、市町村など地域が主体となってキャンペーンを彩る特別企画を多数実施してきたところであります。広域周遊や滞在型観光につながるコンテンツの掘り起こしや醸成ができたと考えております。

今後でありますけれども、これらのコンテンツの磨き上げをしまして、しっかりと魅力を高めることで本県の観光の満足度の向上あるいはリピーターの再来訪につなげていくことが重要だと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を含めた社会経済状況を見ながら、切れ目のないフルシーズンでの誘客への取り組みが必要だと考えております。

○軽石義則委員 手当てする部分にはしっかり手当てをして対応していくことも大事だと思います。

ただ、行政サイドでの受けとめも大事ですけれども、実際にお客様を迎え入れる業界や各団体がどのように思っているのか、アンケートなど調査もしていただいているので、そういう各団体からのいろいろな声を把握されていると思いますが、その中で特徴的なもの、どのように団体と連携をとってきたのか、教えてください。

○高橋観光・プロモーション室長 関係団体との連携でありますけれども、今回のキャ

ンペーンでは大型観光キャンペーンの一環として大手民間企業と連携した北東北3県の魅力発信、これはJR東日本と株式会社JTBが一緒につくった北東北3県大型観光キャンペーンの応援商品であり、県内の宿泊施設にもかなり送客していただいたというものでありますけれども、そういった販売などを通じて実施しているところであります。

本県におきましては、キャンペーンのオープニングを記念して知事、岩手県観光協会理事長、それからJR東日本の盛岡支社長等の出席のもとにセレモニーを開催いたしまして、観光関係者の機運醸成を図ってキャンペーンのスタートを広く周知したところであります。

また、上野駅で開催いたしましたいわて産直市というのがありますけれども、こちらは民間事業者が結集して農水産加工品などの販売を行いました。それから、町村や観光関係者が主体となった特別企画も実施しております。さらには、一戸町の御所野遺跡と連携した大人の休日倶楽部趣味の会による地域連携講座の開催といった取り組みも展開しているところであります。

こうした取り組みによってオール岩手の観光推進体制であるいわて観光キャンペーン推進協議会が中心となって観光関係者に協力いただきながら実施してきたところであります。今回のキャンペーンを通じて関係する団体や事業者の連携は強化されたと考えております。

○軽石義則委員 そういう連携が成果を生んで本県にも多くのお客様が来ていただいているのだと思いますが、ここに来て、働き手が非常に足りなくて、特に飲食店は予約が入っても対応できる人がいなくて断らざるを得ないという声も聞こえてきているのですけれども、そちらの部分についてはどのように受けとめられているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 軽石義則委員御指摘のとおり、観光業の働き手不足が非常に重要な課題だと認識しております。今長引くコロナ禍でやむを得ず人員削減に踏み切った観光業界でありますので、この辺は今後さまざまな対応をしていかなければならないと思いますけれども、私どもとしては、まずは全国旅行支援などにより、需要の喚起をしながら進めてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 きのうの質疑でも交わされているとおり、これから全国旅行支援がどんどん広がって、さらに岩手県に来たい、秋のすばらしい自然を見たいという方が多く来たときに、泊まる場所はあるけれども食事するところがないなど、売りが売りにならなかったりしては大変ではないかと思えます。行政として人をふやすことはなかなか難しいとしても、業界からも現状をしっかりと把握してもらって、旅行の割引だけではなく人を確保できるような支援策、働き手確保の対策もしていかなければならないと思うのですが、そちらは考えていないのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 今後観光に携わる宿泊事業者等の意見を聞きながら、対応について検討してまいりたいと思えます。

○軽石義則委員 そういう状況を県内各地でも既に切実に実感しているようですし、飲食店のみならず、そこに納入する業者も生産者も含めて全てに人手不足が影響してくるだ

ろうと思いますので、その対策は早急に考えていただいたほうがいいと私も考えますし、この全国旅行支援はまだ正式に決まったのではないという話ですので準備は大事だと思うのですが、心づもりも含めて今どのような準備を進めているのでしょうか。

○**千葉プロモーション課長** 全国旅行支援の関係でありますけれども、国の補助金を活用しまして、本県ではいわて旅応援プロジェクト第3弾ということで10月11日から実施しているところであります。10月12日現在で県内の410の宿泊施設と、全国の約2,500の旅行事業者に登録いただきまして、予算の配分をして準備の整った事業者から既に割引プランの販売や予約の受け付けなどを行っているところであります。

○**軽石義則委員** 既に始まっているのですけれども、やはり岩手県の魅力をどう発信していくか、岩手県をどう選んでいただくかというのも大事な取り組みだと思っていて、岩手県をこれまで以上にもっとPRできるような重点対策は考えているのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 今後の誘客への重点対策というところでありますが、コロナ禍を契機として密を避けた個人や少人数での旅行あるいは近隣地域内への観光の増加、キャンプ、グランピングなどアウトドアへの需要の高まりなど、観光を取り巻く状況にもさまざまな変化が生じているところであります。今後はこうした観光需要の変化を的確に捉えて、キャンペーンやプロモーションの展開も必要と認識しております。

県としては、岩手県観光統計の調査結果に加えて、いわて旅応援プロジェクトの実績を活用するなどデータ分析に基づく旅行者のニーズを把握して、事業者が行う消費者目線の旅行商品造成や受け入れ環境整備の支援を行うことなどによって、国内外からの誘客を促進していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** そうした連携をぜひとっていただきたいと思えますし、先ほども言いましたけれども、まさに人手不足の現場をどう対応していくかというのを早急に調査していただいて、そこに手当てをしていくことがよりよい本県への誘客、まさにおもてなしがしっかりできる体制づくりになると思えますので、そのことをやっていただければいいのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 先ほど申し上げたとおり、宿泊事業者初め、まず実態をお聞きしながら、どのような対策をとっていけばいいのか、実態に見合った形で対応していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 技能実習生も状況が非常に厳しくて海外からの人手不足を補う対応も足りないという声も聞いていますし、学生のアルバイトもなかなか戻ってこれないということです。当然時給の高いほうにみんな流れていきますので、そういうところも調査していただいて、業界とも綿密に連携はとっていただいていると思えますけれども、ぜひ早急に何が本当に必要なかというところの対応をとっていただくことをお願いして、終わります。

○**岩崎友一委員** おとといから全国旅行支援が始まりました。同時に政府の水際対策も大幅に緩和されたということで、インバウンドの観点から質問したいと思います。

旅行業界が厳しい中で、我々もインバウンドも含めて課題などいろいろ聞いてきました。何とかいろいろ要望しまして、これから円安でどんどんインバウンドが来るとなった場合に、短期滞在ビザを求められるとなかなか厳しいというのをいただいていたのですが、幸い11日から68の国や地域が免除されるということで、インバウンドもかなり期待できるのではないかと考えております。ただ、これは期待はされるのでありますけれども、首都圏、地方を含めて、結局のところ日本の中でも取り合いになってしまうのであって、やはり岩手県独自の戦略というものが需要だと思うのです。水際対策の緩和と今の円安ということで外国人がどんどん来るような環境は整っているのですけれども、岩手県に来てもらう戦略、仕組みというものは現段階で県として持っているのかお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 インバウンド戦略でありますけれども、本県においては大幅に減少した外国人観光客の早期回復を図るためには、まずは外国人観光客の半数以上を占める実績のある台湾、そして市場規模も大きくさらなる観光客の増加も期待できる中国を重点回復市場として取り組むことがまず大事だと考えております。

一般社団法人東北観光推進機構もありますし、東北各県と連携した訪日プロモーションを展開していきたいと考えております。さらに、早期に本県への誘客を促進するためには情報発信や受け入れ体制の整備も必要になると考えております。

これまでも5月に観光庁の訪日観光実証事業で実証ツアーを行いました。その際に外国の旅行会社に来ていただきましたけれども、地元のホテルに直接行って感染対策がきちんとされているところを確認していただいて旅行エージェントが納得して帰られたということがありまして、旅行会社からしてみても本県の感染リスクの低さを初め徹底した感染対策をしていること、そして岩手県への関心を高めるということで情報発信という意味で国内外に行くことができたと考えております。

また、受け入れ体制についてですけれども、県内の観光事業者向けに外国人観光客のおもてなしや海外で需要が高い検索サイトあるいは旅行の案内サイトを使った情報発信がやはり不足しているということでしたので、そういった研修会、セミナーを開催したいと考えておりますし、またベジタリアン、ビーガンなど食の多様化への対応をテーマにしたセミナーも実施してほしいというお話もありましたので、そういったセミナーを展開することによりまして外国人観光客の受け入れ体制の整備も図ってまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 大体の感じでは、今答弁いただいたとおりだと思うのですが、情報発信も弱いと思うのでさらに強化しなければならないと思います。先日は富士山麓についてやっていたのですけれども、テレビや雑誌などで地方もインバウンド戦略にいろいろ独自色を出しながら、岩手県ならではのものをもっともっとアピールしなければならないですし、旅行商品の造成、そして情報発信は今もうみんなSNSですから非常にインパクトが強いと思うので、これから具体的な強化策をもっとしっかりつくってほしいと思います。

それで、岩手県のインバウンド需要はコロナ禍前も着実に伸びていたかと思いますが、

今当時より 20 円、25 円くらい円安になってさらに来やすい環境ではあるのですが、もともとコロナ禍前に伸びてきたのはいいのですがやはり他県も当然伸びているのであって、そういった中で岩手県がさらに外国人観光客を誘客するために、コロナ禍前のインバウンド事業の検証というものも当然必要になってくるかと思うのですが、その辺はされたのかどうか。こういった反省点があるからこうしようなど、具体的なものがわかればお示ししたいかと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 今までのさまざまな取り組みを検証してきたかということですが、そのたび、そのたび、その事業において必要なことを実施してきたところでありまして、今手元に細かい数字は持ち合わせておりませんが、いずれにしましても私どもが一番重要だと考えているのは、やはり海外の旅行エージェントに岩手県のことを理解していただくこと、これがなければ海外からお客さんは来ないということでもありますので、そういった点で海外の旅行エージェントに対する対応をきちっと進めていくという中では先ほど申しあげました訪日観光実証事業は非常に重要であったと思っておりますので、やはり現地の旅行エージェントが安心安全で自分のお客さんをきちんと岩手県に届けることができるというところを理解していただくことが一番重要であると私は思っております。

○岩崎友一委員 そのとおりだと思うのですが、やはりそれは他県でも結構やっているのです。今力を入れて頑張っているというのはそのとおりだと思うのですが、これはもっともっと工夫が必要だと思いますので、やはり地方同士を比べてしっかりと課題を洗い出して今後このようにしましようということで、着実に外国人観光客がふえる仕組みづくりはしっかり絵を描いていただきたいと思います。

次に、県内のお話なのですが、岩手県の中でも花巻市や八幡平市安比高原などが外国人観光客に人気だというのはわかりますけれども、県内でもやはり沿岸部などコロナ禍前に外国人観光客の誘客がなかなかできていなかった部分があると認識しておりますけれども、そういった部分もこの際しっかりと戦略を立てていただいて、県内の中で外国人観光客が回れるような形をとっていただきたいと思いますのですが、コロナ禍前の認識も含めて伺いしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 三陸沿岸部へのインバウンドの送客ということでもありますけれども、私も前に三陸鉄道株式会社に出向していたときに感じたのですが、台湾のお客さまがあまちゃんを見たということで団体でお越しになって、三陸地域の特に久慈市の近くにきてから、写真もいっぱい撮っていただいたということがありましたけれども、やはりそういった周知をしていくことが一番重要だと思っております。

ことしから三陸DMOセンターが宮古市に移動したということもあります。そういった中で三陸DMOセンターとも連携しながら、インバウンドについての取り組みも強化していきたいと考えております。

いずれにしましても、みちのく潮風トレイルなどさまざまなコンテンツがありまして、

それを海外の方向けにPRしていくということが非常に重要だと思っておりますので、三陸沿岸にあるさまざまなコンテンツの磨き上げをして送客をしていきたいと考えております。

○岩崎友一委員 私も調べてはいないのですが、みちのく潮風トレイルも三陸ジオパークもそうなのですが、そういったコンテンツは例えば台湾など外国人が求めるものとマッチングしているのですか。これはずっと疑問に思っていて、確かに三陸ジオパーク推進協議会も頑張っています。ただ、なかなかそこに結びつけるのが難しいのではないかと思います。例えばメインにしている中国はまだですけれども、そもそも台湾の方々などはそこに魅力を感じているのかどうか、その辺の分析はされていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 今後の海外のお客様の旅行の趣向などを聞いてみると、やはり環境に配慮したものということで、自然を目的としたものなどは今後ふえていくだろうということがさまざま報告されておりまして、そういった意味では今岩崎友一委員からお話のあったとおり、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどを磨き上げしていくことによって、特に欧米のお客様が来ていただけるのではないかとというのは国でもお話があることでありますので、県としても磨き上げをしていきたいと考えております。

台湾や中国などのお客様については、やはり国によってその目的となる趣向が違いますので、ターゲットに合わせた形でプロモーションしていく必要があると考えておりますので、そういった展開を進めていきたいと考えております。

○岩崎友一委員 内陸部の花巻市や盛岡市鶯宿、つなぎ、八幡平市安比高原などメインどころはそうですが、やはり県内全体で三陸地域にも足を運んでいただけるように、ニーズとしっかりマッチングした商品の造成と情報発信をお願いできればと思います。

いずれ為替というのは急激に何十円と動くのもあまり考えられませんし、仮に円高になっても、もともとコロナ禍前だって世界的には円安で日本は観光地としてメリットがあったので、20円、25円下がっても需要があると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

最後に、今観光業界での一部の声なのですけれども、海外はマスクを日常的に外すような文化にもうなっているかと思うのですけれども、外国人観光客を受け入れる際の外国人観光客の感染対策はどのように県と業界で進めているのか。マスクをしないとだめですよとむげに言うわけにもいかぬとは思いますが、その辺どう上手に受け入れていくのか、その方向性に関してお伺いしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 5月の観光庁の訪日観光実証事業の実証ツアーのときにもエージェントの方にもお聞きしたのですが、日本に入ってきたならば日本人と同じようにマスクをするということが周知されないと自分のお客様を連れてこれないという話をされておりまして、やはり郷に入れば郷に従うという形で進めざるを得ないのではないかと考えておりました。そういった点を踏まえると、厚生労働省でもできる限りマスクをするようにという発言などもありましたので、私どももそういった形で岩手県に来たとき

にはきちんとマスクを徹底していただいて旅行を楽しんでいただければと考えております。

○**岩崎友一委員** きょうは結構強気な発言をいただいたので、かなり期待しております。実際現場ではそういったことは起こり得ると思うのです。旅館など、どうしようという声もあるかもしれませんが、Q&Aではないですけれども丁寧な対応マニュアルのようなものはしっかりとつくって共有をしておいたほうがいいのかと思いますので、そこはよろしくをお願いします。

○**佐々木順一委員** 1点だけお聞きします。感染対策を徹底して岩手県の感染状況が低く抑えられていることは、目に見えない大きな一つの魅力になろうかと思っておりますので、それは商工労働観光部だけで完結できるものではないですから、いずれ全庁を挙げて、この点については当然ながら万全を期していただきたいと思っております。

そして、今観光関係について、国を挙げて、県もやっていますが、これは一つのコンフル剤でありまして、今後これを乗り切ってこの岩手県を世界から見て魅力ある観光の岩手県だという認識をさらに深めてもらわなければならないと思うのです。それで、実は外国人はほとんどキャッシュレス決済を使うと思いますので、この点は今のうちから意識してやっていかなければならないのではないかと思います。今県内の主要な観光地のキャッシュレス決済の体制整備はどうなっているのか、もしおわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○**高橋観光・プロモーション室長** キャッシュレス決済については、もちろんこれまでインバウンドを実施してきた施設等やカワトクなどは中国の銀聯などを入れておりましたけれども、例えば沿岸部などまだ入っていないところもあるのかもしれませんが、いずれ今後はそういった取り組みも重要になってくると思っておりますので、これについては詳細な情報はまだ入手してなくて申しわけありませんけれども、ペイペイなどどんどんふえていきますので、いずれ少しずつでもふえていけばよろしいかと思います。

○**佐々木順一委員** いずれにしろおこなっていることだけは確かだと思っております。せっかくのチャンスでもありますので、長いスパンで物を考えていただいて、ある意味では小さなところでもキャッシュレス決済の体制が整っていることが目に見えない一つの魅力になると思っております。観光をなりわいとする方々は大中小ありますが、やはり持ち出しが厳しいところもあると思っておりますので、そういったところに対してもキャッシュレス決済の恩恵が来るように、ある意味では一つの誘導策として補助事業など何らかの事業も念頭に置いて、観光立県というものを今後とも標榜するのであれば、小さなところまできめ細かくキャッシュレス決済の体制が岩手県は整っているというところも一つのセールスポイントになろうかと思っておりますので、この点も頭に置いて今後長期的に取り組んでいただければと思っております。

○**工藤勝博委員** 私も観光事業に関して2点ほどお聞きしたいと思っております。きのう、おとといから全国旅行支援が始まっており、あつという間に限度に達したという地域もあり、これからの予算的な配分も大分重要になってくると思っておりますけれども、どういう形で配分

されているか。県北地域のある宿泊施設は一日でもう割り当ての部分は埋まったということですが、とりあえずは12月20日まで期間があるのですけれども、今後どういう形で配分になるのかお聞きしたいと思います。

○千葉プロモーション課長 全国旅行支援の関係でありますけれども、こちらの事業につきましては令和3年度に交付された国の補助金を財源としてこれまで実施してきた県民割の予算の残額を使って約21億円程度で事業を開始したということでありまして、こちらの金額につきましては、他県に比べまして本県につきましては、ずっと県民割が続いた関係もあってかなり事業費の少ない……

○佐藤ケイ子委員長 もう少し声を大きくお願いします。

○千葉プロモーション課長 かなり事業費の少ないところで開始したところでありまして、登録事業者の宿泊施設や旅行会社からも、既に予約数が予約の配分枠に達したという声はたくさん頂戴しているところであります。

先週末、国から補助金の交付限度額を増額する旨の連絡を受けたところでありまして、今後宿泊施設に速やかに追加配分できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 県では第1弾、第2弾という形で他県より早めにそういう事業が行われて、それぞれの宿泊施設でもこのコロナ禍でも一定の成果は上がっているだろうと思えますけれども、3年たっている今、やはりさらに支えないと、先ほど来お話がありますように、いざ回復する段階になって人手もない、例えば施設ももう休業していましたというところから再開するのも大変大きな負担が生じているのだろうと思えます。国の支援金だけ当てにするのではすぐ埋まってしまうのだろうと思えますけれども、継続性のある事業ができるように、県独自のそういう考えをもし検討しているのであればお聞きしたいと思います。

○千葉プロモーション課長 県独自の財源ということですが、なかなか県の財政も非常に厳しい状況もありまして、事業継続できるように引き続き国に追加配分を要望してまいりたいと思っております。

○岩渕商工労働観光部長 財源の問題なのですが、答弁したとおり、岩手県は全国でも指折りの少ない予算額である21億円でスタートしております。また、この事業は20億円あっても1カ月もたないという事業ですので、これを県単独で実施するというのはとてもハードルの高いことだと思っております。

一方で、国でGo To トラベルの予算を2,000億円ばかり留保していると認識しておりましたので、それをどのように活用していただくのかというあたりも見ながら、さっき言ったとおり岩手県は少ない予算額でスタートした中で追加配分をいただいたので、大体東北各県と同じくらいの土俵に今立ったぐらいの状況で、それでもみんななくなっているのです。みんななくなったというのが出てきていますので、そうするとまた次の対応があって、そのあと2,000億円留保しているのが今度どうなるのかというあたりを見ながら対応してまいります。単独でこれをしていくのは非常に莫大な財源が必要になりますの

で、そこはきちんと見きわめて、実施期間等も含めて、国は多分12月20日までこの全国旅行支援をやって、その後Go To Travelをやろうとしているのかもしれないですし、前倒しするかもしれませんが、その辺はきちんと見きわめて国にも要望しながら対応してまいります。

○**工藤勝博委員** 国のそういう財源が見えているのであれば、それを何とか獲得するように頑張してほしいと思います。

あと、県内各市町村でもそういう支援をやってはいますが、観光産業に今を切り切るための予算措置をそれぞれしていただければと思いますし、やはり一旦落ち込んだものを再度持ち上げるというのはなかなか容易なことではないと思うのです。そういう点でもそれを支えるのはやはり県や国ということになりますけれども、先を見越した形で取り組んでほしいと思います。

あと、先ほど岩崎友一委員からインバウンドの話がありました。先日、連休前にいわて花巻空港に車を駐車させてもらいましたけれども、いわて花巻空港が第2駐車場まで満車になったのを私は初めて見ました。第1駐車場を2回回って1台も置くところがなくて、第2駐車場の端にとめましたけれども、随分利用者が多いと思ってびっくりしました。それだけまた人の動きが出てきたのだらうと思って見てきました。

そういうことも含めて、インバウンドの水際対策も大分緩和されたということで、きのう、おとといあたりから東京都などの観光地は外国人が大変入っているということを見させていただいておりますけれども、先ほど来岩手県に呼び込むための手だてをどういう形でやっているのか。岩手県議会にも岩手県議会台湾友好議員連盟があったり、台湾のエージェントからいろいろな話も聞いたりしていますけれども、やはりこの新型コロナウイルス感染症対策の中での一つの乗り越えた形のインバウンドの誘客やプロモーションはこういう形でこれからしていくのか。もうやっていないと間に合わないのだらうと思います。ただ、飛行機がまだ再開できないという状況をいかに早めて呼びよせるかということだと思いますけれども、その辺の航空会社との連携や台湾のエージェントとの調整はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○**高橋観光・プロモーション室長** いわて花巻空港の国際線の話でありますけれども、これについては所管しているふるさと振興部交通政策室と連携を取りながら今進めておりまして、今までタイガーエア台湾に就航していただいておりますけれども、タイガーエア台湾では、今のところ東北地方では仙台空港に10月末に来るというお話でありましたけれども、きのうお話を聞いたところ、10月30日からの予定であったのが延期するという話があったということで、12月12日の運航再開を目指す方向になっているとのことです。その理由が、空港スタッフの人員確保が難しいという先ほど軽石義則委員からお話があった人員対策という理由でありました。

また、こちらについては税関、出入国管理、検疫などの調整が図られなければ進まないということでありまして、そういったところとの連携を交通政策室で今進めていると聞いて

ております。航空会社については交通政策室、エージェンツについては私どもでということで役割分担しながら進めているところでありますので、情報を密にしながら再開に向けて努力していきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 今インバウンドで来ている皆さんは、従来は東京都や京都府という都市型の観光をするということだったようではございますけれども、これからはやはり地方に直接、例えば仙台市から岩手県に来てもいいだろうし、北海道はもちろん前から多いのだと思いますけれども、地方の魅力を発信できるチャンスが逆に来ているのだらうと思います。食べ物や自然のすばらしさ、それら日本のよさが地方にあるということを認識させるいい機会になるのだらうと思いますので、その辺も含めてプロモーションの強化をしていただければと思います。

また、私も小規模ながら観光農園をやっている、先ほど佐々木順一委員からお話がありましたキャッシュレス決済は3年ほど前からやっています。最初は手数料がなかったのですが、今3%の手数料をしっかりと取られるので、誰のためのキャッシュレス決済かという思いです。消費者の皆さんには大変便利ですが、事業者にとっては3%という金額はもう半端ではないと思っています。その辺も工夫しながらやらないと、拡大していくのに二の足を踏むという思いもしております。その辺は県ではなかなか難しいと思うので、いい対策を取れるよう国などに直接やってもらえればいいと思いますので、その辺どうなのでしょうか。

○**金野地域産業課長** 工藤勝博委員からお話があったとおり、事業者からは、やはりお客様にとっては便利だけれども事業者サイドでは手数料の負担が大変だというお話は非常に多く伺っております。これに関しましては、直接県で打つ手だては今は正直ないところではありますけれども、事業者からの御意見等も広くお伺いしながら、決済事業者とも情報交換して事業者の意見をお伝えしていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 使われるほうの立場にもなって、いろいろないいアイデアを出していただければと思います。

○**神崎浩之委員** 全国旅行支援、いわて県民応援プレミアムポイント還元事業、いわての食応援プロジェクトの通告を出したのですが、まずは簡単なほうから聞いていきます。けさ説明があったのですけれども、いわて県民応援プレミアムポイント還元事業はもう今月末を前に終了しそうということでもありますけれども、今の進捗状況と課題、それから効果についてお聞きしたいと思います。

○**金野地域産業課長** いわて県民応援プレミアムポイント還元事業の進捗の状況についてでございますが、本事業は10月1日から開始いたしまして、10月11日現在で事務局からは約4億円分のポイント還元が行われていると報告を受けているところであります。神崎浩之委員からお話がありましたけれども、決済事業者4社で今運営しておりますけれども、こちらで実施しております決済額の実績に基づくシミュレーションによりますと、多くの県民の皆様にご利用いただきました結果、10月20日以降にはポイン

ト付与の額が予算額の 10 億円を超過する見込みとなっております。このため、本日午後
に正式に公表予定ではありますが、10 月 20 日にキャンペーンを早期終了するとい
うことで本日マスコミ各社に情報提供いたしますとともに、各決済事業者のアプリ、それ
からホームページ等で利用者向けに周知することとしております。

本事業の課題という話でありましたけれども、本事業は物価高騰の状況を踏まえまして
消費者支援の対策としてやってきたところでもありますけれども、やはり限られた財源の中
で実施してきたことから、予算額が十分ではなく早期の終了になったものと考えておりま
す。

また、キャッシュレス決済を利用していない県民がキャンペーンを利用できないといっ
た課題に関しましては、あらかじめ承知していたところではありましたが、例えば
商品券事業のような印刷や販売経費が多額に上る、それから利用可能店舗が限定される、
また決済の際に商品券と現金が結果的に併用され決済手続きが煩雑になるといった課題があ
る等々、さまざまな事業手段と比較検討した結果、今回に関してはキャッシュレス決済サ
ービスを利用したポイント還元事業とさせていただいたところでもあります。

今後に関しましては、引き続き懸念されております物価高騰の状況を注視しながら、国
の臨時交付金等のさらなる増額につきましても要望しながら、可能な限り幅広い県民の皆
様に支援が届けられるような施策につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

また、事業の成果につきましては、多くの県民の皆様の本キャンペーンを活用いただき
まして、消費喚起によります県内の事業者の支援にもつながったものと考えております。

○神崎浩之委員 予算は限られているからしょうがないとして、やはり言われていたの
がそういった決済方法を使っていないという方と、キャッシュレス決済が使えるお店がな
い地域もあるということだったと思います。でも、旅行のクーポン券よりは幅広いユーザ
ー、店舗が使えたという意味ではいいと思うのです。

それから、その効果なのですけれども、先ほど佐々木順一委員が言ったとおり、私はこ
れでQRコード決済やバーコード決済、それからキャッシュレス決済が進んだのではない
かと思っているのです。そのように思っていたかと思いますが、単なる1対1ではなくて、
これもやはりキャッシュレス化の推進にも寄与したかと思っています。予算が終
わったのだけれども、こういう効果が残っているのだということで続けていただきたいと
思います。

それから、いわての食応援プロジェクトもすぐに終わってしまったのですけれども、今
の販売実績、精算状況、それから課題と成果について教えていただきたい。

○畠山産業経済交流課総括課長 いわての食応援プロジェクトの実績と精算状況につい
てであります。いわての食応援プロジェクト 2022 の参加飲食店数は 10 月 11 日現在で
2,098 店、食事券は、今年度に関しては春・夏分を第 1 期、秋・冬分を第 2 期として合
わせて 35 万冊、額面で 17 億 5,000 万円が完売になっております。

精算状況につきましては、現時点で発行額の約 6 割に当たる約 10 億円が既に精算され

ております。事業自体は 12 月末まで続きますので、チケット自体は完売いたしましたけれども、これからの精算が当然まだ残っております。

それから、御指摘いただきました課題につきましては、参加飲食店を対象にいたしましたアンケートを現在も取りまとめ中であります。取りまとめの今時点での中間報告であります。この事業の効果を感じる、あるいはどちらかといえば感じるという回答が合わせて 57%、約 6 割が効果を感じると御回答されております。一方、感じないという御回答は 14%、どちらとも言えないが 29%という評価を今のところいただいております。私どもとしては、おおむね 6 割ほどの事業者が一定の効果があったという御評価をなさっているものと捉えております。

一方で、精算の回数あるいはスピードをもう少し早くしてほしいといった声、それからやはり精算の手続が手間だ、もっと簡略化してほしいといった御意見も散見されます。その点を課題として認識しております。

それから現時点での効果といたしましては、御承知のとおりいわて飲食店安心認証制度の認証店を対象にした制度でありますので、令和 4 年 3 月以降、飲食店由来のクラスターの発生はないと確認しておりますので、いわば飲食店と利用するお客様の双方が感染対策について意識をしっかりと高めた効果にもつながったと受けとめております。あるいはこのいわての食応援プロジェクトだけが原因とは思いませんけれども、例えば今までの業態からテイクアウトに変えたなど新しい業態に転換する事業者も見えるといった効果もあったと受けとめております。

○神崎浩之委員 事業を実施するのはいいのですが、予算は限りあるものなので、次に何を引き寄せていくかということです。先ほどのクレジット決済の推進など、これも例えば飲食店の衛生観念を変えた、お客さんも衛生を意識するようになった、あとは例えば先ほどのテイクアウトがふえたなど、今後はただ単に消費が低迷しているから売り上げを戻すためというだけではなくて、例えば新メニューを 3 品開発したらこの店にするなど、次につながるような施策につなげていくことが今緊急でやっていることのほかに重要なのではないかと。予算というのは必ずなくなるので、これをやったことによって次にどうやって生き残りをかけていくのかということまで結びつけて実施していただきたいと思っております。

それから、全国旅行支援の関係ですが、県ごとにばらばらである、相談体制がパンクしている、予算が少ないなど、いろいろ課題があるのですけれども、なぜ 10 月 11 日にスタートしないのかということです。岩手県はずっと続いていたので、ほかの県よりスタートが早くてもよかったのではないかと私は思うのですけれども、なぜ 11 日からスタートできなかったのか簡単にお伺いしたいと思います。

○千葉プロモーション課長 全国旅行支援の関係でありますけれども、いわて旅応援プロジェクト第 2 弾を 10 月 10 日まで実施しまして、11 日から第 3 弾として仕組みとしてはスタートしていて、準備ができて、販売できる施設や旅行会社で 11 日から順次スタートしております。

○**神崎浩之委員** ホームページもおとといまで準備中で 11 日からスタートしていないのです。それから、各旅行会社、ホームページ、お店、宿泊事業者に問い合わせても、まだです、まだですという感じなのですが、どうですか。もう一つは、先ほど宿泊施設に電話したら、もういっぱいですということでしたが、OTA関係であればまた復活することもあるのですか。

○**千葉プロモーション課長** スタートの関係ですけれども、まず国から細かい要綱やルールなどが直前まで出てこなくて、10 月 3 日に急遽事業者説明会をやりまして、まず準備の整ったところから 11 日からスタートしてもらうようお願いしていますが、直前ということもあって、施設によっては少しおくれてスタートしたところもあるものと認識しております。そこについては、施設の配分額を見ながらの事業実施という形にしております。

それから、OTAの関係でありますけれども、これまでの県民割については県内の旅行会社と宿泊施設だけ関係していたのですが、今回につきましては全国拡大ということで、OTAも含めた全国の旅行会社にも原資は配分していますので、OTAからの予約の方法もあります。

○**岩渕商工労働観光部長** 少し詳しくお話をさせてください。ホームページが準備中だったというところは、スタートの 11 日に私も気にして確認したのですけれども、ほかの県でも参加施設などを一覧表形式で出しているところがほとんどで、本県も新着情報としては一覧表を 11 日に出していたのですけれども、そこのリンクが行かなくて準備中と目立つのです。だからすぐ直そうという話をして、一覧表で参加宿泊施設も全部見れる状況になっているのですが、事実としてそういうのを私も見えていますので、そこは反省しなければいけないと思っております。

それから、宿泊施設がまだと言っているあたりですが、配分していますので、宿泊施設は対応できる状態にありました。ただ、推測でしかないのですが、宿泊施設が困っていたのは既に予約が入っていた分の振替があったわけですから。それをいわて旅応援プロジェクト第 3 弾を適用してどれくらいの予算になるかというあたりを見きわめながらやっていたと思うので、宿泊施設によって空きがどうなるかというあたりで待ってくれという話があって、結果、もうないですといった話になっている可能性が高いと感じております。

○**神崎浩之委員** ホームページを見ても、それから宿泊施設に何軒か聞いたのですけれども、はっきりしないのです。なぜはっきりしないのかを言ってもらえばいいのだけれども、対象になるかもしれないという話もできないとのことでもありますし、ですから一つは宿泊施設に直接かけたらわからない、ホームページでもOTAでもよくわからない、電話もできないということもある。それから、事前に予約していた分も対象になるかわからない。さらに新規でまた申し込んでも対象になるかわからないという混乱が利用者にある。恐らく宿泊施設もそうなのです。どこに連絡してもつながらない、はっきりできないということなのですが、これについてはどうなのですか。結局宿泊施設は各旅行サイトは直接

いじれないです。利用者に対してどうしますか。宿泊施設に連絡しなさいでいいのですか。
○岩渕商工労働観光部長 先ほど来答弁していますけれども、本県も増額があったのですが、全国的に予算が足りないところが混乱の原因になっています。

今回全国旅行支援が始まって、これまでの県民割と大きく変わったのは、大手のOTAの参加であります。そこに多額の予算が行っております。我々も最初 21 億円を配分するときにどうしようと頭を痛めたのですけれども、当然県内の宿泊施設からは施設の割り当てを多くしてくれという話でありました。ただ、大手のOTAに配分しないと全国からの集客はまさにそのとおりなので、どうすれば岩手県に泊まれるのだという話になるだろうと思って、ない中でも大手に少し比率を多く出したのですが、あっという間になくなってしまっ、宿泊施設にも出しているのです、おっしゃるとおり宿泊施設に聞いてみてくださいと言って、宿泊施設に確認して、そこも終わっていただければどうしようもないという形なのですけれども、どっちに配分するかの問題は非常に難しく、全部OTAにやればいいのかといったならばそれはそれでまともなりませんし、これから追加分の配分を考えていきますが、予算が少ない状況では、むしろ1回目スタートした感じでは、OTAにやる分がもしかしたらロスになるかもしれない。ですから、宿泊施設に重きを置いたほうがやりやすいかもしれないといったことも考えながら、周辺県の実情も見ながら対応していかないと本当にやりにくくなっているのは確かであります。そういう課題でありますので、一朝一夕に解決しにくい問題になっている状況であります。

○神崎浩之委員 だから朝から晩までテレビでもやっているのだけれども、結局は宿泊施設でも後から該当になることもあるということだし、それから直接がだめでもサイトなどだったら復活する可能性もあるということなのですね。事前に予約した分についても対象になるかもしれないということだけれども、はっきりしない。

最後、国から増額の回答をいただいているということなのですが、金額がわかれば教えていただきたい。

○千葉プロモーション課長 今後の必要な予算配分に向けての手続きはこれから準備してまいりますけれども、約 15 億円余の予算であります。

○高橋但馬委員 全国旅行支援が始まってステイナビが導入されるということで、宿泊施設側から県に対してステイナビの現状について何か情報が入っているのでしょうか。

○千葉プロモーション課長 ステイナビの関係でありますけれども、導入希望調査をさせていただきまして、全国旅行支援は始まっていますけれども、希望する施設につきましては、最終的な調整を今しております、準備が整い次第ステイナビを導入してまいります。

○高橋但馬委員 私がステイナビの導入を質問した経緯として、チェックインカウンターで宿泊者の名前、住所を書くという作業をすると並んでしまってパニックに陥るということで、ステイナビを導入することで代理申請ができてスムーズに行くという方法でお願いしていた部分があるのですけれども、ステイナビを導入している、導入するという宿泊

施設も現在宿泊補助利用申込用紙を記入してもらって結局名前と住所を書く現状にあるのですけれども、それは私がお願いしていたのと真逆の方向に行っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○千葉プロモーション課長 チェックインについてですけれども、今はまだ導入できていないので、これからステイナビを導入した段階で切りかえる形にして、当面の期間は今までの方式でやっていくことになります。

○高橋但馬委員 では、導入されたら切りかえて必要なくなるということですね。

あと、先ほど神崎浩之委員からも出ていたのですけれども、前は直販が3、OTAが7という割合で21億円だったと思うのですけれども、今15億円余という話が出て、先ほど岩渕商工労働観光部長のお話もありましたけれども、宿泊施設側からは直販の部分をふやしてほしいということで、始まる前に私はお願いのお電話をしたのですけれども、今は難しいという話をされたのですが、その15億円余の直販部分を増額する割合はどのように考えていますか。

○岩渕商工労働観光部長 その部分の検討を今進めております。組織としての結論に至っていませんけれども、先ほど言ったように、気持ちとしては施設分をふやしたほうがいいのかというのを個人的に持っているのですけれども、今スタートしたばかりで全国的な動きが見えていないので、そこを少し見きわめたいと思います。もう本県は手を引いたほうがいいのかなどとなってきますので、その辺どう扱っていけばいいのか、時間はないのですが商工労働観光部として判断してまいりますので、この場ではお答えは差し控えさせていただきます。

○高橋但馬委員 宿泊施設の団体などからも意見を聴取して、ウィン・ウィンな形で進めていけるようお願いして、終わりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費第4項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2から6まで、2変更中4から9まで及び議案第8号令和4年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小島副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の5ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、国庫支出金の交付額の決定等に伴う事業費の整理に加え、8月の大雨等により被災した道路、河川等の災害復旧等に対応するための経費を補正しようとするものであり、表の下段、8款土木費は

11 億 5,962 万 2,000 円の減額、6 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、4 項土木施設災害復旧費は 17 億 3,434 万 3,000 円の増額、これらを合わせて 5 億 7,472 万 1,000 円を増額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願ひます。

予算に関する説明書の 50 ページをお開き願ひます。8 款土木費、1 項土木管理費ですが、1 目土木総務費のうち、説明欄 1 行目、償還金は国庫補助事業完了による事業費確定に伴う国庫支出金等の精算に要する経費を補正しようとするものです。

51 ページに参りまして、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費のうち、説明欄 1 行目、道路環境改善事業費は、のり面対策等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものです。

52 ページに参りまして、3 項河川海岸費ですが、1 目河川総務費のうち、説明欄 2 行目の河川海岸等維持修繕費は、8 月の大雨等により被害を受けた河川、砂防、海岸施設等の修繕に要する経費について補正しようとするものです。

2 目河川改良費のうち、説明欄 1 行目の基幹河川改修事業費は、河川改修、支障木伐採、土砂撤去等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものです。

説明欄 3 行目、直轄河川事業費負担金は、国が実施する河川整備に要する経費の負担金について、国の通知に基づき補正しようとするものです。

3 目砂防費のうち説明欄 4 行目の災害関連緊急砂防事業費は、8 月の大雨により発災、発生した土石流等により下流に著しい被害を及ぼす危険性がある地域における緊急的な対策施設の整備に要する経費について補正しようとするものです。

54 ページに参りまして、4 項港湾費ですが、2 目港湾建設費のうち、説明欄 2 行目、直轄港湾事業費負担金は、国の港湾施設整備に要する経費に係る負担金について、国の通知に基づき補正しようとするものです。

少し飛びまして、67 ページをお開き願ひます。11 款災害復旧費、4 項土木施設災害復旧費ですが、1 目河川等災害復旧費のうち、説明欄 1 行目、河川等災害復旧事業費は、8 月の大雨等により被害を受けた河川等の公共土木施設の災害復旧に要する経費について補正しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 1）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願ひます。第 2 表債務負担行為補正の 1 追加中、2 空港管理運営から 6 都市計画道路整備事業までの 5 件が当部関係であり、工期が 6 年度以降にわたるものについて期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものです。

次に、8 ページをお開き願ひます。2 変更中、4 道路環境改善事業から 9 河川等災害復旧事業までの 6 件については、いずれも令和 4 年度から翌年度以降にわたって施工される

工事に係るものであり、事業費等の変更に伴いそれぞれ債務負担行為を変更しようとするものです。

次に、当部所管の特別会計について御説明申し上げます。28 ページをお開き願います。議案第 8 号令和 4 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3,784 万 9,000 円としようとするものです。

29 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳入中、1 款使用料及び手数料、1 項使用料は、大船渡港等の設備利用が増加したことに伴い増額しようとするものです。

30 ページをお開き願ひまして、歳出中、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、原油価格高騰に伴う光熱水費の増加に伴い増額しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案（その 2）の 69 ページをお開き願います。議案第 25 号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

初めに、条例案の前提といたしまして、建築基準法の一部改正の概要について御説明いたしますので、議案説明資料の 2 ページをごらん願います。主な改正点となる応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直しについてでありますけれども、改正前におきましては、資料の中段、改正前の囲みのおおり、応急仮設建築物については、災害時等の応急の必要性の観点から法令の規定の一部が適用除外とされる一方、その存続期間は最長 2 年 3 カ月とされておりました。法改正に伴い、資料の下段、改正後の囲みのおおり、特定行政庁が安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ公益上やむを得ないと認める場合には、2 年 3 カ月を超えて、1 年ごとに存続期間を延長することが可能になったものであります。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。議案説明資料の1ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、建築基準法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、建築基準法の一部改正により本条例で引用している法の条文に条項ずれが生じたため、引用条文の条項ずれを改めようとするものであります。

次に、3、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案(その2)の96ページをお開き願います。議案第28号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の3ページをごらん願います。1、工事名及び2、工事場所は、記載のとおりです。

3、工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した茶屋前地区海岸において水門及び防潮堤を復旧する工事であります。

4、設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の設計変更であります第6回変更、第8回変更及び第9回変更の内容につきまして、6ページ以降の資料により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。第6回変更における主要な変更内容として、2点御説明いたします。1点目は、⑨の図をごらん願います。水門本体と既設の鋼管杭の間に足場が設置できない箇所につきまして、埋設型枠を使用したことにより金額が増となったものです。

2点目は、⑩の図をごらん願います。仮締切鋼管矢板、既設の鋼管杭につきまして、一

部を切断残置したことにより金額が増となったものであります。

次に、7ページをお開き願います。第8回変更における変更内容につきまして御説明します。⑭の図をごらん願います。防潮堤杭打設工につきまして、基礎杭の高どまりが発生したことにより、積算条件を変更したことにより金額が減となったものです。

次に、8ページをお開き願います。第9回変更における変更内容について御説明いたします。⑮の図をごらん願います。防潮堤杭打設工及び護岸裏埋材の投入工において、施工方法を陸上から海上へ変更することにより金額が増となるものです。

4ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和3年3月5日に議決いただきました第3回変更の金額 17 億 9,388 万 7,800 円に対しまして、今回の変更により3億7,253万400円、20.8%の増となり、変更後の契約金額は21億6,641万8,200円となるものであります。6、請負者は東洋建設株式会社、7、工期は現在の令和4年12月16日で、変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号小本川筋中島地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第30号小本川筋袈野地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その2）の97ページをお開き願います。議案第29号小本川筋中島地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の9ページをごらんください。1、工事名及び2、工事場所は、記載のとおりです。3、工事概要は、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町中島及び中里地内において河川改修及び国道のかさ上げを行う工事であります。4、設計変更の

理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第3回変更、第9回変更の内容につきまして、11ページ以降の資料により説明させていただきます。

11ページをお開き願います。第3回変更における主要な変更内容につきまして、2点御説明いたします。1点目は、単価適用年月変更請求に基づき単価を変更したことにより金額が増となったものであります。2点目として、④の図をごらん願います。施工計画検討の結果、仮設道路本線工事と重機等搬入路を往来する工事用道路として新たに農道を使用することとし、その農道の路盤工及び舗装工を追加したことにより金額が増となったものであります。第9回変更における主要な変更内容につきまして、2点御説明します。1点目として、⑩の図をごらん願います。国道をかさ上げをする盛土材は河道掘削の採取土を使用する予定でしたが、土質試験の結果、盛土材に不適との結果となったため、盛土材を採取土から購入土に変更するため金額が増となるものであります。

次に、12ページをお開き願います。2点目として、⑪の図をごらん願います。詳細な地質調査を行った結果、軟弱地盤対策工が必要となったことから、地盤改良工、迂回路及び仮設工を増工するため金額が増となるものであります。

以上の理由により変更契約金額が増となるものであります。

9ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和2年3月3日に議決いただきました当初契約の金額12億7,160万円に対し、今回の変更により9億9,650万1,000円、78.4%の増となり、変更後の契約金額は22億6,810万1,000円となるものであります。6、請負者は株式会社畑中組、7、工期は現在の令和7年3月15日で、変更ありません。

次に、議案（その2）の98ページをお開き願います。議案第30号小本川筋袋野地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の14ページをごらん願います。1、工事名及び2、工事場所は、記載のとおりです。3、工事概要は、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町袋野及び中里地内において河川改修及び国道のかさ上げを行う工事であります。4、設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更であります第1回変更及び第7回変更の内容につきまして16ページ以降の資料により説明させていただきます。

16ページをお開き願います。第1回変更におきまして、特殊堤区間に護岸工を追加したことにより金額が増となったものであります。

次に、17ページをお開き願います。第7回変更における主要な変更内容につきまして、2点御説明いたします。1点目として、上段の⑦の図をごらん願います。国道をかさ上げする盛土材は河道掘削の採取土を使用する予定でしたが、土質試験の結果、盛土材に不適との結果となったため、盛土材を採取土から購入土に変更するため金額が増となるものであります。2点目として、下段の⑧の図をごらん願います。工事区間内は国道455号の片側交互通行規制により人家や工場への出入りが困難な状況が予想されることから、出入口

に交通誘導員を追加で配置するため、金額が増となるものであります。

14 ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和2年7月6日に議決いただきました当初契約の金額6億3,470万円に対しまして、今回の変更により3億404万4,400円、47.9%の増となり、変更後の契約金額は9億3,874万4,400円となるものであります。6、請負者はONOSHIN株式会社、7、工期は現在の令和7年3月15日で、変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 両方とも土の関係で、今回改めて気づいたのですけれども、前々から業者は川砂より山がいいと言われていて、今回最初の組み立ても河道掘削で川の土を使うということだったのだけれども、実際工事が始まって検査したら川の土は使えないということで、いろいろ岩泉町関係の道路をかき上げて今までどうだったのかという心配があって、やはり川の砂はさらさらさらっとしてなかなか工事には使いにくいと言われていたのですが、議案第29号の9億円は今回極端に言うところと倍ぐらいになっているのですよね。9億円で⑩と⑪とあるのですが、土の分はどのぐらいになるのか。

○馬場河川課総括課長 増額約9億円の内訳でありますけれども、⑩の盛土材の関係につきましては約3億円、それから⑪の軟弱地盤対策工に係る増額については約6億円余となっております。

○神崎浩之委員 次にとるところは決まっているのかということと、そういうのは県が手当てするのか、それとも業者で見つけてこれぐらいかかりますということで変更契約に上がってくるのか。それから、こういうことは岩泉町の道路の盛土の関係で今まで結構あったのか聞きたいです。よく防潮堤など海の工事の場合は標準断面図でやって、後から変更、変更、変更と出てくるのですけれども、やはり河道掘削などで盛土する場合には、同じようにとりあえずは県の組み立てとして河道掘削で川の土を使いますということ、ただしそれが使えなかったら変更していくということが一般的なのか。海岸防潮堤は標準断面図でまずやっておくということでやりますけれども、そのあたりも含めて教えていただきたい。

○馬場河川課総括課長 まず、盛土の材料につきましては、特に小本川につきましては掘削土量が多く発生することが初めからわかっていましたので、できるだけ盛土材等に流用したいという考えがありました。実際の施工時期につきましては、用地の取得の状況や設計の進捗状況によりまして、当初の想定からずれがありましたので、盛土材に使える土砂もありましたけれども、利用可能な時期がずれるということもあつたりして、なかなか当初の予定どおりできなかつたということもありますし、やはり調べてみた結果、使えなかつたということがあります。できるだけ流用したいという計画のもとで行っておりまして、他事業でも実際に調べてみて採取土から購入土に変えるということはあると考えております。

○**神崎浩之委員** 今回一般国道 107 号のトンネルの案件もあります。あれで気づいてさかのぼっていったのですが、いずれそこにあるものを使えば安上がりなのだけでも、それが使えなくてほかの土を買ってくるのは大変なことだと思ったので、検査しながらということもあると思いますけれども、やはり適切な土砂を使っていかなければならないと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**佐藤ケイ子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 31 号盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**馬場河川課総括課長** 議案（その 2）の 99 ページをお開き願います。議案第 31 号盛川筋塩場地区河川災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 18 ページをごらん願います。1、工事名及び 2、工事場所は、記載のとおりです。

3、工事概要は、本工事は、東日本大震災津波により被災した大船渡市赤崎町及び大船渡町地内において、津波対策のための防潮堤を復旧及び新設する工事であります。

4、設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 7 回変更から第 15 回変更の内容につきまして、21 ページ以降の資料により説明させていただきます。

21 ページをお開き願います。上段の⑨の図をごらん願います。第 7 回変更におきましては、市道付けかえにおいて、津波防潮堤の法線見直しに伴い付けかえ水路を変更したものであります。

次に、中段の⑩の図をごらん願います。市道付けかえにおきまして、地中障害物の出現により地盤改良工の一部の計画を変更し、増額となったものであります。

次に、下段の⑪の図をごらん願います。防潮堤の施工に支障となる工作物の移設を追加し、増額となったものであります。

次に、22 ページをお開き願います。上段の⑫の図をごらん願います。第 8 回変更におきまして、市道付けかえにおいて、地盤状況を踏まえ、矢板工の工法を変更したものであります。

次に、第 9 回変更におきましては、中段の⑬の記載のとおりであり、この変更による契約金額の変更はありません。

次に、下段の⑭の図をごらん願います。第 10 回変更におきまして、詳細な地質調査及び施工ヤード調整の結果、基礎杭長及び打設工法を変更し、増となったものであります。

次に、23 ページをお開き願います。上段の⑮の図をごらん願います。第 11 回変更においては、川口橋架けかえに伴う旧橋撤去につきまして、現場状況の詳細な調査の結果、工法を変更し、増額となったものであります。

次に、中段の⑯の図をごらん願います。第 12 回変更におきましては、詳細な地質調査及び施工ヤード調整の結果、基礎杭長及び打設工法を変更したものであります。

次に、下段の⑰の図をごらん願います。施工計画の調整の結果、迂回路としての仮設構台を造設し、増額となったものであります。

次に、24 ページをお開き願います。上段の⑱の図をごらん願います。第 13 回変更におきまして、詳細な施工計画検討の結果、盛川左岸護岸施工のための締切矢板打設工法を変更したものであります。

次に、下段の⑲の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、基礎杭打設工法を変更したものであります。

次に、25 ページをお開き願います。上段の⑳の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、基礎杭長等を変更したものでありまして、これらの理由により増額となったものであります。

次に、第 14 回変更については下段の㉑に記載のとおりでありまして、契約金額の変更はありませんでした。

次に、26 ページをお開き願います。㉒の図をごらん願います。第 15 回変更におきましては、床掘発生土に基準値を超える鉛が含まれていることから、処分費を計上するものです。また、処分費を抑制するため仮設工を追加し、床掘発生土量を軽減しているものでもあります。また、床掘時に発生した地下水が強アルカリ性であったことから、濁水処理設備を設置し、中和処理費も計上するものであります。

次に、27 ページをお開き願います。㉓の図をごらん願います。施工条件の変更に伴い、防潮堤の一部をプレキャスト製品とし、門型クレーンによる据え付けする工法に変更するものであります。また、工期短縮を図るため躯体の一部をプレキャストブロックに変更す

るものであります。

次に、28 ページをお開き願います。㊸の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果により、防潮堤基礎杭工における掘削補助工法の範囲を増加するものであります。また、詳細な地質調査の結果によりまして、防潮堤基礎杭の規格や長さを変更するものであります。

以上の理由によりまして、変更契約金額が増額となるものであります。

19 ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和元年 12 月 11 日に議決いただきました第 6 回変更契約の金額 94 億 9,491 万 9,400 円に対しまして、今回の変更により 7 億 7,928 万 2,900 円、20.0%の増となり、変更後の契約金額は 113 億 9,591 万 800 円となるものであります。

6、請負者は株式会社竹中土木、7、工期は現在の令和 5 年 3 月 31 日で、変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 32 号一般国道 107 号大石地区道路災害復旧（トンネル築造）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井技術参事兼道路建設課総括課長 議案（その 2）の 100 ページをお開き願います。議案第 32 号一般国道 107 号大石地区道路災害復旧（トンネル築造）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 30 ページをごらん願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。

契約金額は 56 億 7,080 万 9,243 円で、請負率は 91.99%、請負者は株式会社安藤・間・若築建設株式会社・東野建設工業株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は令和 3 年 5 月に西和賀町大石地内において発生した地滑りに

併い全面通行どめとなっている国道 107 号の災害復旧のためトンネルを築造する工事です。

工期は 988 日間、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の債務負担行為で行うものがあります。

31 ページに入札結果説明書、32 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 地域の長年の待望であったトンネル化が実現されて、大変よかったと思っています。今回の入札ですけれども、総合評価落札方式なのですが、技術評価点と入札額があって、総合評価だから必ずしも入札額で決まるのではないという制度なのですが、技術評価点で同じところがあるし、結局は入札額で決まったということがあるのです。これはしようがないことなのかということと、それから調書で入札額が同じ業者が四、五者あるのだけれどもこれもしようがないことなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○照井技術参事兼道路建設課総括課長 入札結果についてでありますけれども、今回 13 者が入札しております、全ての会社が調査基準価格を上回っております。評価点が最高であったのが今回の受注者の株式会社安藤・間・若築建設株式会社・東野工業株式会社の共同企業体だったのですが、この会社は技術評価点が一番高い会社で、ほかにもう一社、同じ点数がありました。入札額については 3 番目に低い会社となっておりますので、必ずしも入札額で決まったのではなくて、総合的な基準で判断されて決定になったと考えております。

同額で入札する者がいるということなのですけれども、入札に当たりましては予定価格を公表しております。また、入札公告書の中で調査基準価格の設定の考え方についても公表しております。

調査基準価格の設定の方法ですが、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の間の数値を掛けて算出することとして公表しております。10 分の 9.2 というのが低入札にならない、予定調査基準価格を下回らない最高の金額なのですが、その 10 分の 9.2 を掛けた金額で入札をした会社が 5 社あったという状況になっております。

○神崎浩之委員 今回総合評価落札方式で施工体制確認型ということで、総合評価落札方式の中にほかにもいろいろ型があるのかということと、それと施工体制確認型はどういう違いがあるのか教えていただきたい。

○菅原建設技術振興課総括課長 総合評価落札方式の種類のお尋ねであります。

入札制度は出納局の所管でありまして、詳細な説明はできないのですけれども、まず基本的には今回の案件である施工体制確認型というのは W T O の対象工事が対象となるという方式でありまして、神崎浩之委員御指摘のとおり、技術評価と金額のほかに施工体制の評価点も加算されるという制度であります。

それから、そのほかのいわゆる一般的な総合評価落札方式につきましては、標準型と簡易1型、簡易2型、実は高度技術提案型というのも制度としてはあるのですが、最初に言った標準型から簡易2型の三つの種類が基本的に制度化されているところです。それは、標準型から簡易2型まで技術的な難易度によって分けられておりますので、どちらかといえば簡易2型というのはやや多く採用されているという現状であります。

○**神崎浩之委員** 入札関係で、4月から地域貢献活動の実績の評価が変わって、ボランティア活動や除雪などの地域貢献をしているところを高く評価してほしいという話をさせていただいて今回変更になったのですけれども、除雪の関係もあって課題とそれに対する考え方、所感をお聞きするのですけれども、除雪は重要なのですが、除雪の実績がないところがあって、そうすると除雪で地域貢献度を高めようと思っても、除雪は除雪の実績がないと入れないといったこともあって、今回の改正についてやはりいろいろと不具合やいい面、悪い面があって、このあたりはどうですか。例えば業者から今回の改定についての御意見、要望、県の感触等をお聞きして、終わりたいと思います。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 地域貢献活動の実績は、神崎浩之委員御案内のとおり、この4月から改正しております。それは、地域の安全・安心に直結する維持修繕業務や除雪等を担う地元企業をより評価してほしいという声が高いことから改正して、それらの評価の点数を上げて、一方で通常の清掃活動などの比率を下げたということであります。

それで、それに対する業界側の反応ですけれども、それはやはり賛否両論あります。ただ、2年前に業界としての総意としてそのような声が大きいいということから我々も進めた制度であります。各論からいって少し不利になるのではという声も聞いているところですが、それは意見交換会等で丁寧に説明をしながら理解をいただいているところであります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号一般国道107号大石地区仮橋架設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**戸来砂防災課総括課長** 議案(その2)の101ページをお開き願います。議案第33

号一般国道 107 号大石地区仮橋架設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により御説明させていただきます。

議案説明資料の 33 ページをごらん願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。工事概要は、令和 3 年 5 月に西和賀町大石地内において発生した地滑りに伴い全面通行どめとなっている国道 107 号の迂回路として仮橋を架設する工事であります。設計変更の理由及びその内容ですが、35 ページをお開き願います。下段の平面図及び標準断面図をごらん願います。仮設道路について、ダム湖の他工事との調整の結果、盛土材を現地で採取するのは困難となったことから、現場外からの流用土及び購入土に変更すること、また地質調査の結果、軟弱部が確認され、置きかえ工が必要となることにより、工事費が増となるものです。

次に、36 ページをお開き願います。仮橋標準断面図をごらん願います。仮橋工の一部部材について、部材の価格変動と仮橋の工事完了後の供用年数も踏まえ、経済比較しました結果、リースから購入に変更することにより工事費が増となるものです。

33 ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和 4 年 7 月 5 日に議決をいただいた変更契約の金額 13 億 2,178 万 9,700 円に対し、今回の変更により 6 億 7,994 万 3,000 円、51.4%の増額となり、変更後の契約金額は 20 億 173 万 2,700 円となるものがあります。請負者は、株式会社小田島組・株式会社たかしん興業特定共同企業体。工期は、現在の令和 4 年 11 月 30 日に対し、変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 今回の変更の内容であります。6 億 7,900 万円なのですけれども、①、②、③があるのですが、リースから購入にして安くなったので、それも含めて予算の振り分けを教えてください。

○戸来砂防災課総括課長 まず初めに、増額しました 6 億 7,900 万円余の内訳であります。議案説明資料 33 ページの 4 の変更理由にあります①の仮設道路の盛土材にしましては約 1.9 億円、それから②の置きかえ工を計上したことによるものが約 1.8 億円、それから仮橋工の一部部材についてリースから購入に変更したものが約 3.1 億円となっております。

それで、今回のリースから購入に変更した理由ですけれども、当初契約におきましてはまず仮橋の完成後の供用期間全体を含めましてリースと購入した場合とで経済比較してリースのほうが安いことから当初はリースとすることにして、今回の仮橋架設工事に係る工事期間のリース分を今回の工事に計上していたのですけれども、実際に工事が始まりまして部材を納入する段階で改めて経済比較をしたところ、全体のリース期間と購入した場合とで、今度は購入のほうがトータルとしては安くなったということで、購入に変えることにしました。ただし購入に当たっては今回の工事で計上することになったものですから増

額になります。事業全体で見ますと購入のほうが経済的になっておりますので、トータルでは安くなっております。

○**神崎浩之委員** そういう説明をしてもらわないと。

それで、私もこの前また行ってきて随分進んだと思っていました。大分寒くなってきて、間に合うかという心配もあるのですけれども、上もつながったりして大分進んだと思っていました。

また砂の話なのですけれども、現地採取土が使用困難になったということですね。この理由と、それから流用土と購入土とあるのですけれども、それはどういうところから搬入するか決まっているのか。先ほどの件もそうなのですけれども、やはり土は結構高いです。それから先ほども少し話したのだけれども、やはり川砂は少し強度も心配だと思っていて、逆にそういう意味からはいいような気もするのですけれども、そのあたりについていかがでしょうか。

○**戸来砂防災課総括課長** 現地での採取が困難になった理由でありますけれども、当初計画ですと、議案説明資料の 35 ページの下段の平面図をごらんいただきたいのですが、上流側のダム湖内から掘削した土砂を盛土に流用することとしておりましたけれども、国のダム管理者で浸水軽減対策のための盛土工事をちょうど行っておりまして、そちらの工事の調整でその区間からの採取ができなくなったということで、今回流用土と一部購入土に変更させていただいたものであります。

また、変更に当たりましては、どうしても仮橋の供用開始までの期間が積雪期前を基本としておりますので、それに間に合わせるために今回流用土と購入土に変更させていただきたいというものであります。

それから、どういうところから流用しているかという御質問ですけれども、割合とすれば流用土が約9割、購入土が1割となっております。流用土に関しましては西和賀町内でもともと仮置きやストックされておりました残土を流用させていただいております。おおむね5カ所程度から流用して今回使用することとしております。

○**神崎浩之委員** 遠いと高くなりますから、意外と近場でよかったです。もともと国で使う土ということで、県で土砂をとめるために工事をやって、そしてさらに今国でそれをとめるために使うから県にはやらないということでもいいのですか。前の説明だと、その堤体内での土のやり取りでオーケーといった話もあったのですけれども、それ以上にこの仮橋の土盛りの分で量が多いのか、そのあたりはどうなのですか。

○**戸来砂防災課総括課長** 当初は、このダム湖内での採取でもって仮橋道路部の盛土をするということで計画しておりましたけれども、その段階では国の具体的な施工計画がまだ定まっていない段階でありましたので、その後、国での浸水軽減対策のための工事が本格的に始まるに当たりまして、国でもやはり相当量の盛土が必要だということで、当初県で予定していた範囲内で採取するということになりまして、当初予定したところから採取することが難しくなってきたところであります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 35 号和解の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案（その 2）の 103 ページをお開き願います。議案第 35 号和解の申立てに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 37 ページをごらん願います。起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している者を対象として行っている法的措置です。法的措置を行うまでの流れについて、資料記載のフローにより説明いたします。

一番上の箱囲みですが、滞納者に対しては早期から繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の解消に努めております。

2 段目の囲みですが、納入指導にもかかわらず滞納月が 6 カ月を超え、または滞納額が 30 万円を超える者のうち、改善が図られず、滞納が常態化している者をやむを得ず法的措置の対象とした上で納入指導を継続します。

資料中段、右側の部分をごらん願います。起訴前の和解は、個別指導の実施において滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者からの即決和解願出書の提出により、滞納家賃の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとするものです。

このことから、起訴前の和解申立てに関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

38 ページをごらん願います。議案第 35 号和解の申立てに関し議決を求めることについてです。1、提案の趣旨であります。県営住宅の家賃を多額に滞納している相手方から滞納家賃の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申立てを行うものです。2、和解の申立人及び申立ての相手方ですが、申立人は岩手県、申立ての相手方は県営住宅入居者 1 名です。3、和解の内容ですが、滞納家賃は分割して所定の期日までに支払うこと、和解成立後の毎月の家賃は所定の期日までに支払う

こと、これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し何らの通知・催告を要せず、県営住宅の明け渡しを求め、入居者は、県に対し、残額を一時に支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すことです。

なお、和解をしようとする相手方の滞納額につきましては、令和4年7月末現在で72万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわて花巻空港の令和3年度収支について発言を求められておりますので、これを許します。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 いわて花巻空港の令和3年度収支を作成しましたので、報告させていただきます。

お手元に配付しておりますいわて花巻空港の令和3年度収支についてをごらんください。1、公表の目的等についてであります。空港の収支につきましては、空港運営に関する情報の開示など透明性を確保し、空港運営の効率化を図るため、平成21年に国土交通省が国管理空港の収支状況を公表いたしました。この公表にあわせて地方管理空港についても収支を公表するよう国から要請があり、これを受けて本県でも平成22年から毎年いわて花巻空港の収支を公表しているものです。今回令和3年度分を取りまとめましたので、当委員会に報告するものであります。

下の括弧内をごらんください。キャッシュフローベースの収支は、県の一般会計歳入歳出決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支として表記したものであります。また、貸借対照表は空港の資産や負債を一覧で示したものであります。

今回の結果につきまして、2ページの資料1、令和3年度いわて花巻空港の収支についてをごらんください。最初に、1、キャッシュフローベースの収支について御説明いたします。まず、左側の(1)、空港整備、維持運営など全ての経費の表をごらんください。表の下段にある実質収支額ですが、令和3年度は14億3,000万円の歳出超過となりました。

が、前年度と比較した場合、歳出超過額は1億2,900万円減少いたしました。この主な要因といたしましては、歳入面では国庫補助事業として実施している滑走路等の改修工事で工事進捗に伴う国庫補助金が増加したこと、コロナ禍から定期便の運航が回復してきたことにより着陸料収入及びそれに連動する航空機燃料譲与税が増加したことによるものであり、歳出面では前年度にあった化学消防自動車等の空港特殊車両の購入が令和3年度はなかったことにより、空港維持運営費が減少したことによるものであります。

次に、右側の(2)、(1)のうち維持運営の経費のみを抽出の表をごらんください。こちらは、今御説明した(1)の表から空港整備分を除く維持運営の経費のみを抽出、整理したものととなります。

表の下段の実質収支額をごらんください。令和3年度は6億9,300万円の歳出超過となりましたが、前年度と比較した場合、歳出超過額は1億4,200万円減少いたしました。

次に、資料の下段にあります2、貸借対照表をごらんください。資産の大宗をなす有形固定資産は、令和3年度末では420億6,400万円となりました。

最後に、1ページにお戻りいただきまして、一番下の4、その他、経済効果の試算についてをごらんください。令和3年度においていわて花巻空港を利用した観光客の旅行支出額を空港に関する経済効果の一例として試算をいたしました。試算の結果、18億3,700万円という数字となりました。3ページの資料2に具体的な試算方法等を載せてありますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、いわて花巻空港の令和3年度の収支についての説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 それでは、いわてお試し居住体験事業についてお伺いいたします。

新聞等でも報道されていますが、県のいわてお試し居住体験事業が非常に好調で、さらに拡大しようというところもあるようですが、現状どういふ方々がこれを利用して、成果などどのように受けとめているのか、まずお聞きしたいと思います。

○小野寺建築住宅課総括課長 県が本年度から始めましたいわてお試し居住体験事業の取り組み内容ということであります。この事業の内容につきましては、県内13市町に設置しております県営住宅28団地を対象といたしまして、令和4年5月16日から入居募集の開始をしたところ、2週間程度で募集住戸であります15戸に達するという事になっております。また、募集終了後におきましても多くの問い合わせをいただいたという状況で、私どもの認識といたしましては、この事業に関してのニーズはかなり高かったということがあります。それを受けまして、8月30日から2回目、11市町12団地を対象団地といたしまして15戸を追加募集しておりまして、9月末時点におきまして5戸の申請をいただいているところであります。

入居していただいている方の内容につきましては、入居地区につきましては盛岡地区が4世帯ということで一番多いほか、花巻、北上、奥州、大船渡、宮古地区に御入居いただいているという形です。

また、50代が5世帯ということで年代的には50代の方が多いということで、20代から50代までの方がそろっております。さらに、入居世帯におきましては、1人で入居された単身の方が10世帯、2人が3世帯、3名以上が2世帯ということで、単身の方が多いという形になっております。

さらに、移住前の住居といたしましては、東北地方が6世帯、関東地方が6世帯、中部地方が1世帯、関西地方が2世帯という状況になっております。

○**軽石義則委員** まさに岩手県に移住してもいいという思いがあつて来ていると思えますし、もう少し広げてもいいかというところもあります。実際募集も一気に進んでいるということで、追加もさらに進んでいるようすけれども、改善点等課題があれば教えていただきたいと思えます。

○**小野寺建築住宅課総括課長** このいわてお試し居住体験事業に係る課題についてでありますけれども、こちらの事業につきましては家電等をあらかじめ準備したお部屋に入つていただくということで、まずは移住初期における負担を低減した上でお試し的に岩手県に住んでいただくという形で考えております。現在移住された方から課題的なお申し出はいただいておりますので、特に県としては今すぐこの改善というものはないのですけれども、あくまでもお試しで入つていただいた方ですので、この方々が最終的には岩手県に移住していただくということが大切と考えておりますので、こちらにつきましては入居者情報に係るところを県の関係部局や移住コーディネーター等の移住に関する関係者とも連携しながら、今後本格的な移住に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○**軽石義則委員** まだ始まったばかりですので、これからということもあると思えますけれども、受け入れる側の住人はその方々と一緒に暮らすわけですが、団地それぞれいろいろな課題があつたり、居住すればいろいろな人間関係、コミュニケーションなども出てくるのではないかと思います。そういう声はまだ聞こえていないですか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 県に対しまして、移住後、人間関係、地域とのかかわり合い等に関しましてうまくいっていないといったお話は聞いていません。ただ、報道ベースですけれども、例えば盛岡地区の南青山に入居された方が自治会活動に積極的に参加していただいている等は承知しておりますので、今後とも何か課題がありましたら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** そういう部分も積極的に頑張つていただいているということは非常にありがたいことですし、今後定住していただくことにより効果が出ると思えますので、支えるところはしっかり支えていくことが大事だと思います。

そういう状況からすると、市町村から、うちにも県営住宅があるのだけれどもその幅を広げてほしいといったことや、もう少し数をふやしてほしいなどの要望はないのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** この事業に関する市町村からの要望ですけれども、具体の要望につきましてはまだ承っていない状況であります。ただ、この事業の開始や建築住

宅課の令和4年度の事業を年度当初の4月、5月にかけて全市町村を回って御紹介させていただいたときには、県営住宅のある市、町からは、とてもよい事業なので今後見守りたいというところと、どういうスキームでやっているか、国に対してどういう手続が必要かという問い合わせ等もいただきましたので、その辺は市町村とも連携しながらこういった事業、また公営住宅のストック活用に努めていくということについて連携してまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** そのように市町村も参考にして独自の事業に展開されれば、さらに効果は出てくるのではないかと思いますので、引き続き連携を図っていただければと思います。

人気のあるところ、ないところという表現がいいかどうかは別ですが、新しい、古い、いろいろあると思うのですが、既存の県営住宅の入居状況はどのようになっているのでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 県営住宅の入居状況でありますけれども、軽石義則委員御指摘のとおり、やはり人気のある場所、人気のない場所があります。一概に全部の個別の団地の入居率は申し上げられないのですけれども、参考までに令和4年8月末現在でありますけれども、公営住宅、県営住宅につきましては入居率 81.9%となっております。公営住宅に入る方よりも少し収入が多い方が入る特定公共賃貸住宅というのがありますけれども、こちらについては 50%となっております。合計で 81.7%の入居率という状況になっております。

○**軽石義則委員** 81.9%ということで、かなり利用はされている。地域によってもかなりまばらだと思うのです。特に北上川流域は企業がどんどんふえていますし、これから関連する産業も人手をどんどん確保していきたいという意向もあるようですが、そうになると、雇用促進住宅がある時代はまず一定の労働人口を確保する上での居住というのは対策としてはよかったと思うのですが、たしか今その制度はなくなって、県または市町村営の住宅が最初の受け皿になっていかなければならないのではないかと思います。そういうことを考えると、人気のないところというか入居率の低いところを長く維持していくことが大事なのか。あとは人口動態に合わせて必要とするところに県営住宅を新規に建築していくというのも、これは雇用の確保や人口流出をとめる施策にもなっていくと私は考えているのですけれども、この部分はどのようにお考えでしょうか。

○**小野寺建築住宅課総括課長** 産業進出などによりまして、そこで働く方、労働者の方を受け入れるための住宅というところの考え方でありまして、やはりほかの県やほかの地域から来て働いていただくということはとても大事なことだと考えておりますので、そのために住宅をどのように確保していくかということにつきましては、地元の市町村とも意見交換しながら、特に北上市や東北本線沿線のところにつきましては、その辺も今回意見交換させていただいたのですけれども、人口が増加しているのです、特に今すぐ県営住宅という話は伺わなかったのですけれども、やはり広域的な課題につきましては県が、地

域的な課題につきましては市町村がというところで、岩手県住宅マスタープランでも役割分担をしながら市町村と県と住宅の受け皿をやっていくという形で考えております。

また、今後人口が増加することは考えられるのですけれども、現段階といたしましては特に北上市で今大規模な工事が行われていまして、その辺の労働者の方の受け皿としての御相談は頂戴しておりまして、その辺は丁寧に対応しているところであります。

○軽石義則委員 居住する市、町などに一気に限定していくと、付随するインフラの整備が間に合わないこともあると思いますので、そういう意味では通勤のルートを含めて広域で考えていくことが大事だと、当然考えていただいていると思います。

たしか市町村要望で、矢巾町は県営住宅の建設を要望していると聞いているのですが、そちらの対応はどうなっていますか。

○小野寺建築住宅課総括課長 矢巾町からは、県営住宅の整備ということで要望はいただいているところであります。県営住宅を設置するとなりますと所得の関係が出てきますので、特に矢巾町ですと岩手医科大学関係ということで、所得の関係が一番ネックになってくるかと考えております。どのような所得階層の方が入っているかを丁寧にお伺いしながら対応してまいるといことで回答しておりますので、その辺は毎年矢巾町とも意見交換をさせていただきながら一緒になって検討していくと考えております。

○軽石義則委員 市町村の要望として受けとめて対応していただけるということですので、いわてお試し居住体験事業の家賃までそろえてこの値段の家賃というのは民間では多分到底できないことだと思いますし、例えばお試しといっても毎月の経費はそれぞれ生活すればみんな一緒ですので、既存の住人の皆さんとの差が大き過ぎることは、これからもしかして課題として出されるかもしれませんし、もっと言えば、今ある条件をもう少し緩和して、県営住宅で一回受けて、その後持ち家や新しい居住を収入に合わせて選んでいくのは当然それぞれが判断することだと思います。受け皿をつくるにはやはり県が最初の導入する部分はしっかり力を入れていただければ、まさに岩手県全体の人口の流れも、県でないとし町村単位で判断というのはなかなか難しいとは思いますが、その部分をやはりしっかり対応できるように体制は取れますか。

○小野寺建築住宅課総括課長 本年度開始いたしましたこのいわてお試し居住体験事業につきましても、県で重要施策としております人口減少対策に関する県庁内のワーキンググループで検討してつくらせていただいた事業になっております。まずは県外から人を呼び込むという中での住宅施策ということで事業化したものでありますので、移住者や人口減少対策、人を呼び込むというところに関しましては、引き続きこのようなワーキンググループなどを通じて庁内で連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 勉強しているうちに時代は変わって、人の流れも変わる可能性があります。必要なときに必要な対策をしていくことが大事だと思いますので、ぜひそういう意味では求められているときに答えを出せるような体制は、私はこの人口流出については特に大事な取り組みだと思いますし、県だけでできなければ国とも連携しなければならない

と思いますので、ぜひ早急に勉強していただいて、結果を出していただくようお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小野寺建築住宅課総括課長 このいわてお試し居住体験事業を初め、さまざまな住宅施策として行っています事業におきましては、入居者からの御意見、感想などもお伺いしながら、当然事業の改善を図るとともに、どのようなものがあつたらよいかということも踏まえながら、こういうのもあつたらいいところをワーキンググループ等で共有しながら事業化ができるものはしていくという形で切れ目なく取り組んでまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 私からは釜石市の港湾振興に関して2点のみお伺いしたいと思うのですが、まず1点が道路の関係です。三陸沿岸道路の関係で、釜石港に一番近いのは釜石両石インターチェンジであります。また、御存じのとおりーフインターチェンジですから、北から下りて北に上る分にはいいのですが、南には行けない。また、釜石自動車道にも直接つながっていない状況であります。私も毎週盛岡市、釜石市、大槌町を行ったり来たりする中で、荷物はやはり内陸部が明らかに多いです。釜石自動車道を走っている大型は当然多いのであって、これからさらにコンテナなどもふやすに当たってのターゲットになる荷主は内陸部の業者になるかと思えます。

これは既に釜石市から要望が上がっていると思うのですが、そういったアクセスを考えた場合に、釜石両石インターチェンジのフルインターチェンジ化は、釜石商工会議所でも今力を入れて要望してしまして、東北地方整備局や国土交通省道路局にも要望に行っていますが、フルインターチェンジ化に関して県の見解をお伺いしたいと思います。

○照井技術参事兼道路建設課総括課長 三陸沿岸道路の県内区間につきましてはーフインターチェンジとフルインターチェンジを合わせて41カ所のインターチェンジがありまして、その間隔は約5キロメートルで東北自動車道の10キロメートルと比べて一定の利便性を有していると認識しております。

一方で、三陸沿岸道路全線開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応したーフインターチェンジのフルインターチェンジ化などの機能強化は必要と考えております。釜石両石インターチェンジのフルインターチェンジ化につきましては、ことし8月の釜石市から県への要望の項目には含まれてはいたないのですけれども、釜石市の考え方もお伺いしながら、国と意見交換をしていきたいと考えております。

○岩崎友一委員 その辺の意見は事務方同士では多分行っていると思うのですけれども、今かなり力を入れてしまして、本当に県にはガントリークレーンを整備してもらって、飛躍的にコンテナ取り扱い数が伸びているので感謝をしまして、さらに伸ばしていくために、これから取り上げますけれども公共埠頭の問題、道路のアクセスの問題をしっかりと解決する必要があると思いますので、今おかげさまでーフインターチェンジも何とかフルインターチェンジ化ということで県内でも進んでいます。釜石両石インターチェンジもぜひその仲間入りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

加えて、これは災害対策にもなるのです。基本的に津波が来た場合に、あそこがフルインターチェンジになれば公共埠頭からすぐバイパスを抜けて高速道路に乗れますから、トラック自体が北にも、南にも、内陸部にも帰ることができる。今の状況ですと、釜石南インターチェンジにしても、釜石中央インターチェンジにしても、浸水してしまえばなかなかトラックも厳しい状況もありますので、荷主を安心させるためにも必要だと思いますので、これはしっかりと早期実現をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○照井技術参事兼道路建設課総括課長 県では、供用開始ごとの状況に応じたハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化というのは必要と考えていまして、昨年6月から国にも要望しているところです。

釜石両石インターチェンジにつきましては、釜石市の考え方も伺って、今まで洋野種市インターチェンジや山田北インターチェンジがフルインターチェンジ化の事業になっていきますけれども、それぞれその整備理由が防災的な観点が一番大きな理由になっていますので、そういうところも含めまして釜石市と意見交換をしていきたいと考えております。

○岩崎友一委員 もう一つが公共埠頭の拡張の関係であります。これは要望があったと思いますし、これは今回というか、前々からあります。おかげさまで釜石港はどんどん伸びて、今もさらに伸ばそうということで、現実的な部分でいけばRORO船の就航です。あと、やはりトヨタ自動車東日本株式会社の完成自動車もしっかりと回復に向けてポートセールス等々を今さまざま行っている状況でありますけれども、就航を実現するためにも今の埠頭面積では厳しいということで既に要望があるかと思いますが、その検討状況についてお聞かせいただければと思います。

○乙部港湾課総括課長 公共埠頭の拡張についてでありますけれども、これまで釜石港においてはコンテナや完成自動車輸送に係る定期航路が開設されておりましたけれども、東日本大震災津波により完成自動車輸送に係る定期航路が中止となったところでありました。その後、平成29年に県内初の公共ガントリークレーンが供用開始となったこと、あとは外航定期航路コンテナ輸送の開設、さらには三陸沿岸道路を含めた道路ネットワークの構築によりコンテナ取り扱い量は令和元年に9,291TEUと、最高を記録したとなっております。ただ、その後コロナ禍の影響より少し減少している状況になっております。

埠頭用地の拡幅等に当たりましては、まず釜石港を取り巻く環境の変化を的確に見きわめ、より一層の貨物の集荷拡大に努めるとともに、実際の貨物の集荷の状況、あとは貨物の見込みを捉えながら検討を進めていく必要があると思っております。

このため、釜石港の取り扱い貨物量を増加するために引き続き釜石市との連携、さらに産業集積が進んでいない内陸部の市町村とも連携し、荷主企業等へのポートセールスを強化して集荷拡大に取り組んでいきたいと思っております。

○岩崎友一委員 前向きな答弁にとっていいのか、後ろ向きな答弁にとっていいのか理解が難しいのでありますが、鶏と卵の話だと思うのです。例えばRORO船の就航が決まるのが先なのか、県がしっかりと用地の拡張をするのが先なのかという話だと思うのですが、

今かなり攻めていますし、今ガントリークレーンでコンテナ船の積み込みをしているところでRORO船と共用というのは実際厳しいという話を私も聞いていますし、そういった中でもやはり最初に整備をしなければなかなかRORO船の就航を決めるのも厳しい話だとも思っています。

やはりそういったことを考えれば、県としてもいろいろと考える部分があると思うのですが、港湾振興のためにはやはり攻め続ける必要があると思いますし、あと働き方改革によってこれからトラックの長距離輸送は結構厳しくなってくると思うのです。そうすれば、やはり港湾を活用するという部分がますます期待されると思いますから、そういった部分でもやはりさまざまな可能性がこれから広がると思います。ただ、最初に準備をしなければなかなか決まるものも決まらないと思います。例えば、宮城県が大衡村にトヨタ自動車東日本株式会社を誘致する際も、実際道路整備が先だったではないですか。あれは宮城県の戦略だと思うのですが、やはり来たならばつくりやすよという交渉ではなかなか産業は開けていかない。制度も必要ですけども、やはりしっかりと実現性を見きわめた上で、ある程度もう拡張されれば釜石市もかなりいいところに行くと思っておりますので、あとは鶏と卵で、県がしっかりと最初に整備をしてもらえればさらなる港湾振興につながるとは思います、いかがですか。

○乙部港湾課総括課長 鶏と卵というお話もありましたけれども、我々としては今投資をして整備した施設をまず使い切るということがやはり必要だと思っております。そのためにもポートセールスを強化して現在頑張っているところでありまして、まずはそのために釜石市や商工労働観光部とも連携しながら集荷拡大に努めているところであります。整備を拡充するためには、まず我々は集荷を頑張っていきたいと思っておりますので、何とかいろいろな連携を深めながら貨物の拡大という部分に取り組んでいきたいと思っております。

○岩崎友一委員 県の予算が大変だということも当然わかっていますけれども、こればかりはもう攻めて税収を上げていくという発想も重要だと思います。必要性に関しては申し上げましたが、働き方改革の進展によって港湾のあり方が見直される視点も非常に重要だと思いますので、荷物を先に探す云々というよりも、いろいろな交渉は釜石市、県も絡んでいっていると思うのですが、実は船会社といろいろと交渉ごとも進んでいますので、これはもうぜひ変更して、早い段階で決定をしていただきたいと思っております。

念のために確認ですが、釜石市からこの部分の拡張をお願いしたい、埋め立てをお願いしたいという話が資料で来ていると思うのですけれども、やると決まってから整備完了までどのくらい時間を要するものなのでしょうか。

○乙部港湾課総括課長 一概には期間何年というのは申し上げられないのですが、今までの計画の中で整備するとなるとまずは調査からという形になりますので、それから建設に数年間かかるという形だと思っております。トータルですと、10年かかるかという形かと想定されます。

○**岩崎友一委員**　そういうことなのです。時間がかかるのです。ですから、やはり最初に整備しないと、決まりましたとなって整備をお願いしますと言ったら、10年後になりますとなったら、何もまとまりません。そういった事態はやはり避けるべきだと思いますので、ぜひそういった工期も踏まえて拡張をお願いしたいと思いますが、きょうは田中県土整備部長が答えていないので、最後に田中県土整備部長に心意気を伺って終わります。

○**田中県土整備部長**　釜石市からは、去年の12月に釜石振興協議会ということで、市長もいらっしやいまして公共埠頭の拡張について要望を受けています。その際は、今乙部港湾課総括課長が答弁した感じになりましたが、その意見交換の中では連携して貨物をふやしていきましようといったところは確認したところでありますし、それとあわせて今まで国と県と釜石市が入って拡張に向けた勉強会のようなこともやっていたので、そこは継続してやっていきたいと思います。

それから、御指摘のとおり貨物の受け皿と円滑な物流の観点から必要な埠頭用地の確保は大事なことだと思っています。一方で、やはり用地の拡張に当たっては、ふえている、今後ふえる見込みがありますなどといった利用状況をやはり提示していくことが求められていると思っていますので、統計的なデータでいうと、釜石港のコンテナの取り扱い量は釜石自動車道の東側にはどんどん延伸して釜石市に近づくにしたがって右肩上がり伸びてきましたが、最近3年間はコロナ禍の影響もあってコンテナ物流が世界的に混乱しているということもあって伸び悩んでいます。そのような中であってポートセールスは展開させていただいておりまして、ことしの第2四半期の成果ということでお示ししますと、県内の内陸部から東京港を活用して海外に輸出していた貨物がありましたが、それがポートセールスの結果、釜石港に転換するといった成果も出てきてはいますので、そういったポートセールスはやはり一朝一夕にはなかなか実現しない、成果として出てこないと思いますので、そこは引き続き釜石市や商工労働観光部などとも連携してポートセールスに努めるとともに、その情報は国とも共有しながら、将来のことも考えていきたいと思っています。

○**工藤勝博委員**　ことし8月の県内を襲った豪雨についてお聞きしたいと思います。特に県北地方を中心に1日の降水量が100ミリリットルを超えたという状況で、大変各地で被害が出ていました。それらの復旧状況をまずお聞きしたいと思います。

○**戸来砂防災課総括課長**　本年8月の豪雨によりまして被災しました公共土木施設の状況でありますけれども、まず県全体では県及び市町村合わせまして被害箇所が238カ所、被害額で約40億円と見込んでいます。

このうち被害の大きかった県北広域振興局管内におきましては、一戸町や九戸村などで被害額が大きくなっておりまして、被害箇所は181カ所、被害額は約23億円と見込んでいます。

これらの箇所の復旧につきましては、まず災害復旧事業で復旧を進めていくのですけれども、それに当たりましては災害査定の実施を今月下旬から来月中旬にかけて予定し

ております。また、早急な復旧が必要な箇所につきましては既にもう工事に着手しているところでありまして、残る箇所も含めまして災害査定を終わりました箇所から順次工事を発注して早急復旧に努めていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 豪雨の中で残念ながら人命が失われたということもありまして、本当に予期せぬ、何しろ雨の降り方が違って来たということが現実の災害に結びついているのかと思っておりますし、特に県北地域ですと道路と河川と並行して畑作地帯も多いので農業被害も含めて多いのですけれども、河川に流れている土砂も当然あったと思いますが、その辺はどのような復旧の状況になっているか、お聞きしたいと思います。

○**戸来砂防災課総括課長** 道路に土砂が流出した部分につきましては、被災直後に土砂撤去等を行いまして通れるようにしておりますし、難しい部分につきましては先ほどもう既に事業着手したところがあると申しましたけれども、仮道の整備なども行いながら一部復旧に手をつけているところはあります。

また、河川工事に関しましては、ちょうど渇水期に入っておりますので、災害査定を受けた後に速やかに工事発注をして復旧を進めていきたいと考えているところであります。

○**工藤勝博委員** これから冬場になると、県北地域はその工事大変難儀すると思いますので、できるだけ速やかに取り組むようお願いしたいと思っておりますし、奥羽山脈の河川の中で松川ももう豪雨のたびに災害が出ているのですけれども、その辺に関しては今後どのような取り組みをなされるか、お聞きしたいと思います。

○**馬場河川課総括課長** 松川等河川の氾濫による被害の状況、また今後の対応について御説明したいと思います。

河川の氾濫につきましては、松川を初め県北地域を中心とする7河川において氾濫が発生しまして、そのうち3河川におきまして家屋への被害も起きたところです。他の4河川については、畑とか農地といった被害が発生しているところであります。

氾濫が発生した河川につきましては、家屋への浸水のおそれがある箇所を優先的に次の出水に備えた流木の撤去、土のうによる応急対策等を進めて、その後のお盆あたりの出水では氾濫被害等は発生しなかったところであります。

また、今回の大雨に伴いまして、まだ残っている土砂や流木の撤去あるいは災害復旧事業の要件にはまだ達しないような小規模な修繕につきましては、今回、先ほど補正予算案で御説明させていただきましたもので提案をさせていただいているところであります。

家屋の浸水被害が確認された箇所を中心に、氾濫原因を究明の上、緊急性の高い箇所から必要な対策を検討してまいりたいとは思っておりますが、そのほかの地区につきましても市町村と意見交換しながら、河道掘削が必要な箇所等につきましては防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等を活用しまして、立ち木の撤去あるいは河道掘削は引き続き進めてまいりたいと思っております。

○**工藤勝博委員** 想定外の豪雨被害が度々出るのですけれども、県内で河川の防災対策とすればやはり防災ダムが一番効果的だと思うのですけれども、今考えられている防災ダ

ムがもしあったら教えていただきたいと思います。

○馬場河川課総括課長 治水に効果を発揮する県土整備部で所管しているダムにつきましては、管理しているダムが 10 ダムあります。先般盛岡市の築川ダムが完成しまして、現在のところ県土整備部で今後整備を検討しているダムはないところであります。

ただ、一方で国の施策としまして、今管理している治水ダムや利水ダムの容量をできるだけ活用しようということで、台風等大きな雨が予想される場合には事前放流をして容量を空けておく、ダムの効果を発揮できる容量を確保しておくという取り組みも順次しております。まだ県内では実績がありませんが、そういった現在あるダムのストック等の活用も考えながら、そういったものは利水ダムや農地の防災ダムも含めて協定を結んでおりますので、そういった観点から防災に取り組んでいきたいと考えております。

○工藤勝博委員 3年ぐらい前に九州でも球磨川で大変な水害があったのですけれども、やはりその以前にダムは必要ないのだということで計画を中断したと、再度やはり必要なのはダムしかないだろうということで、またその構想が練られているということもあります。

災害を防ぐにはやはりそういう備えがないとなかなか対処できないということがもう現実的にあるので、私も岩手県議会にお世話になってから梁川ダムに何たって反対するという人もおりました。でも、それが現実できれば、やはりダムのありがたさがしっかり出てくるのだと思います。そういう状況も含めると、やはり必要な場所には利水ダム、または防災ダムというものを当然考えるべきではないかと思っておりますけれども、松川も度々氾濫していますので、その辺をぜひ構想の中に入れてほしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○馬場河川課総括課長 先ほど県内でダムの計画はないと御説明しましたが、遊水地の計画を持っているところはありまして、北上川の上流、岩手町では河川改修と遊水地をセットで整備するということです。また、盛岡市と滝沢市の境界付近にあります木賊川では、河川改修と遊水池と、それから放水路という三つの手法を考えております。それぞれの地域に合った手法を選択するというので、最初からダムや遊水地というものは除外しないで検討しているところではあります。

松川につきましては、平成 25 年の災害、大きな雨を受けたときに河川改修の手法については検討しておりまして、ダムはなかなか適地が難しく、遊水地については適地があるのですが、やはり河川勾配がかなり急だということで、遊水地の中に水をため込むことがなかなか難しいという条件もありまして、今のところは河川改修のみで考えているところがあります。ただ、今後の地球規模の温暖化の影響によりまして、さらに雨が激しくなったという場合については、流域全体で治水方策を考えていかなければならないとは考えているところであります。

○工藤勝博委員 最後ですけれども、遊水池も現実的に一つの手法になると思っておりますけれども、遊水地に入る前に上流で氾濫するのが松川だと思います。奥羽山脈から出る水の

量が半端ではない。特にやはりこのごろ気象庁でも集中豪雨が何時間も続くと、そういう予報も出ながら対応していかなければならないのですけれども、自然の力の恐ろしさは今後ますます大きくなっていくのだらうと思います。そういうことも含めると、やはり備える部分はきちんと備えていただくように検討していただくことをお願いして、終わります。

○山下正勝委員 一戸町も馬淵川や安比川があります。私がお願いするのは、河川改修や土砂撤去はいいのですけれども、同じ場所で同じ住民の方がいつも災害に遭っているのです。やはりせんだっての8月もそうだったのですけれども、雨が降るとすぐまた災害が来るのではないかと夜も眠れないという方が結構おります。それで、せっかく国土強靱化ということですので、現状あるブロック塀など堤防のかさ上げを何とかできないかと思えます。壊れた部分はあくまでも原状復帰ということでありまして、50センチメートル、1メートルでもいいから、そのブロックをかさ上げしてもらえれば、最低限度できるという話はもう15年、20年以上前から出ているようです。何とかいい方法で国にお願いして、それを可能にして工事してもらいたいと思っているのですけれども、それをやらないといつまでたっても同じ話ばかりになるのです。それができるのが県だと思えるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○馬場河川課総括課長 本年8月の豪雨におきましては、一戸町の馬淵川で一番大きな被害が発生したところであります。今回被害を受けた場所では、ここ10年くらいの中で3回目の被害を受けたということで、我々も重要な課題として認識しているところです。

現在、今回の豪雨によりまして川に流出した量、我々は流量と呼んでいますが、その調査とそれを踏まえた河川改修計画、あのような家屋被害が生じたところについては原状復旧ではなくて、機能を向上させる抜本的な河川改修と考えております。被害原因の究明と、それに対応した対策手法について現在検討を進めております。地元の一戸町の意向も伺いながらそういった対策の検討、それからその実施について進めてまいりたいと思えます。

現在は河道掘削を先行したいとは考えておりますが、区間につきましては流量がかなり豊富でありまして、まだ水の量が豊富な中において、護岸の根入れ等の調査に入れれないという事情もあります。ただ、渇水期にだんだん入ってきますので、そういった調査も進めながら進めてまいりたいと思っております。

○山下正勝委員 今回はたまたま県北地域がそうだったのですが、私は岩手県内河川は結構あると思うのです。やはりその辺は早いうちに対策していかないと被害が拡大すると思っておりますので、どうか今回を教訓にしていろいろな部分で目配り、気配りしなからやってもらえれば幸いです。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県

土整備部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会いたします。